

第2次 善通寺市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月

善通寺市・善通寺市社会福祉協議会

第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画

目 次

はじめに

第1章 計画の策定概要

- 第1節 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 P
- 第2節 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 P
- 第3節 第1次計画の推進状況と第2次計画の方針・・・・・・・・ 7 P
- 第4節 計画の位置づけ、計画期間、計画策定体制・・・・・・・・ 15 P

第2章 計画の施策体系

- 第1節 計画の基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 P
- 第2節 施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 P

第3章 施策の推進

- 第1節 総合的な施策の推進
 - [基本目標Ⅰ]地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化・・・・ 26 P
 - [基本目標Ⅱ]地域福祉活動推進のネットワークの場づくり・・・・ 33 P
 - [基本目標Ⅲ]福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手（共感者、参加者）づくり・・・・・・・・ 37 P
 - [基本目標Ⅳ]地域福祉を支える基盤整備・・・・・・・・ 45 P
- 第2節 第3次地区（地区社協）地域福祉活動計画の推進・・・・ 61 P

第4章 計画推進体制

- 第1節 協働による推進体制図・・・・・・・・・・・・・・・・ 93 P
- 第2節 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 93 P
- ・策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94 P
- ・策定委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95 P
- ・策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 96、97 P

はじめに

本市では平成19年3月に、「福祉とは市民一人ひとりのしあわせ」と捉え、障がいや病気等の有無に関わらずその人の能力が最大限に発揮され、豊かで幸せな人生を送ることができる地域社会を推進するため、“しあわせプラン・ぜんつうじ”（善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画）を策定いたしました。また、平成23年3月には、計画の中間年度にあたることから、これまでの取り組みや地域福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、現状の課題に応じたものにするための見直しを行いました。

しかしながら近年では、核家族化・少子高齢化が一段と進行し、地域活動への参加者の減少などによって地域住民同士のつながりが希薄となり、地域での問題解決が難しくなっており、さらに、高齢者や認知症の人の増加、孤立死、虐待、生活困窮者への支援などが新たな社会問題となってきました。

こうしたなか、第1次計画の成果を踏まえ、必要な見直しを行うなかで、新たな社会問題なども含めた地域の生活、福祉課題の解消に向け、より効果的・効率的な地域福祉の推進を図るため、善通寺市社会福祉協議会の善通寺市地域福祉活動計画と一体化した第2次善通寺市地域福祉計画を策定いたしました。

今後はこの第2次計画に基づき、社会福祉協議会との連携をさらに強化するなかで地域福祉の向上に取り組み、計画の基本理念である「地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らせるまちづくり」をめざしてまいります。

本計画の実現に向けては、市民の皆さまをはじめ、地域で活動されている団体、地区社協、市社協及び行政が連携、協働し、事業の推進に取り組むことが必要であると考えていることから、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回の計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただいた善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた市民、関係機関、団体の皆さまに心から感謝申し上げますとともに厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

善通寺市長 平 岡 政 典

はじめに

近年、少子高齢化や世帯規模の縮小化、地域連帯感の低下など、地域社会は大きく変容しています。それに伴い、認知症や虐待、社会的孤立など複雑、多様化した課題と制度の狭間にあり支援にむすびつかない課題が顕在化しています。また、病気や事故、仕事や家庭の変化などによって、生活の不安やしづらさを抱えることは誰にでも起こりうることです。

このような状況の中、公的制度や施策等の「公助」には限界があり、「自助」を基本にした友人やご近所による支え合いなどの「互助」と「共助」の力、いわゆる地域の支え合いの力「地域の福祉力」の向上が求められています。

善通寺市と善通寺市社会福祉協議会では、これまで“しあわせプランぜんつうじ”（善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画）に基づき、地域福祉推進のための基盤や体制づくりまた住民主体、住民参加の支え合い活動を進めて参りました。そしてこの度、社会福祉協議会では、住民アンケートや地域アセスメント及び座談会を実施し、住民や関係機関、団体の参加のもと、地域の状況や生活課題の共有化と課題解決に向けた取組などの協議を行い、善通寺市の善通寺市地域福祉計画と一体化した第3次地区（地区社協）地域福祉活動計画を包含した第2次善通寺市地域福祉活動計画を策定しました。

第2次計画の基本理念「地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らせるまちづくり」に基づき、住民一人ひとりの権利が守られ、住民主体の地域全体で支え合える地域づくりを進めるとともに、地域の困りごとの解決に向けた様々な活動が進められ、誰もが役割を持ち暮らせるよう地域の活性化に努めてまいります。市民の皆様をはじめ関係機関団体の皆様には格別のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民、関係機関団体の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会

会長 杉 峰 文 昭

第 1 章

計画の策定概要

第1節 計画策定の趣旨

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民福祉活動を行う者（民生委員・児童委員、ボランティア、福祉委員等）、地域の諸団体、民間企業、社会福祉を目的とする事業を経営する者、行政、社会福祉協議会などが主体的に関わり合い、協力することによって、地域社会の生活、福祉課題の解決に取り組む考え方です。

社会福祉法では、地域住民、社会福祉関係者などが相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。また、福祉サービスを必要とする人たちも地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加できるよう、地域福祉を推進していくことの重要性が明記されています。

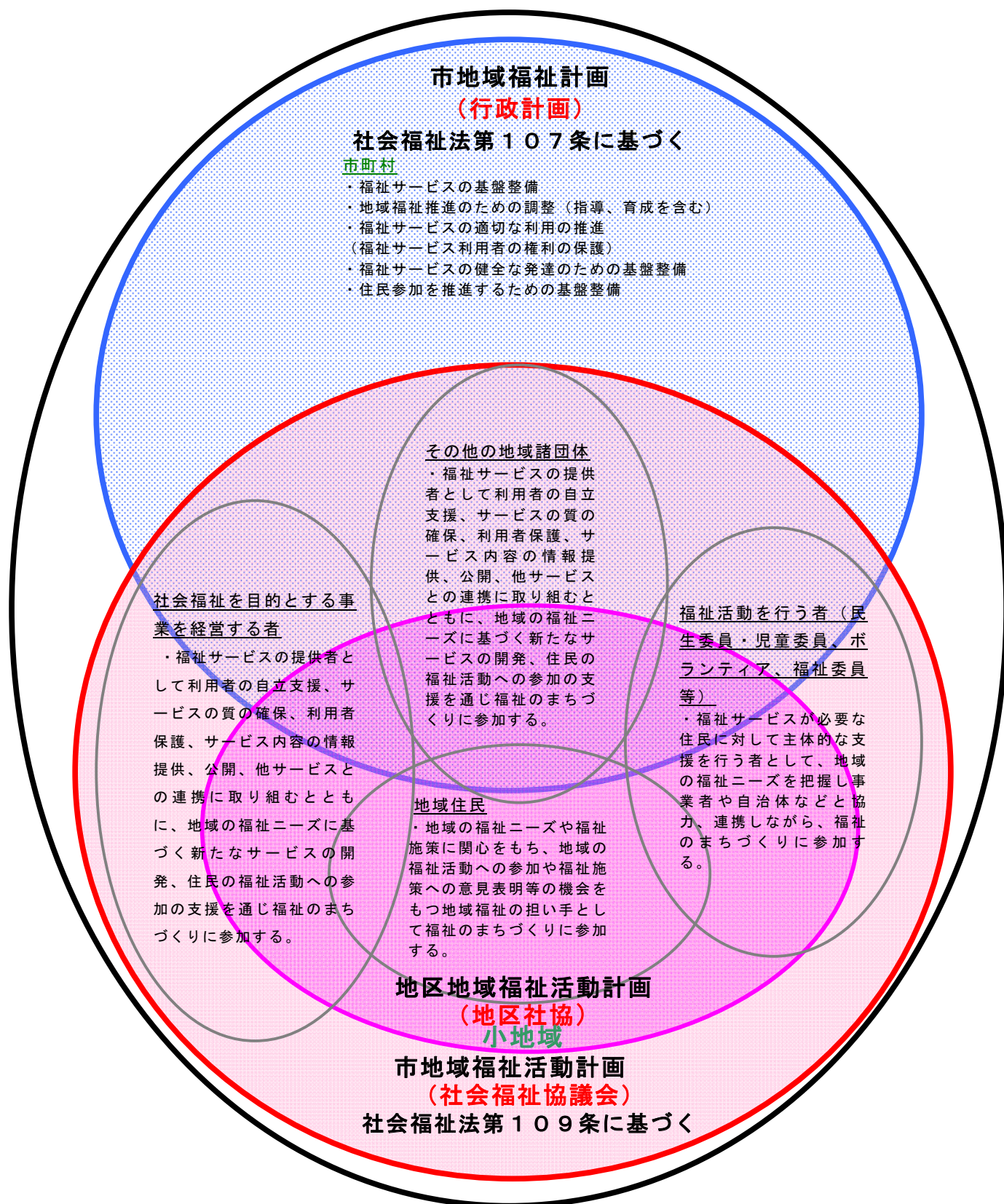
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的に市町村が策定する行政計画です。

一方、地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき地域福祉を推進するために住民や各種団体の自主的、自発的な福祉活動の活性化を図る実践的な計画として、社会福祉協議会が住民や地域の社会福祉関係者などに呼びかけ、相互協力して策定する民間の活動、行動計画です。

この両計画に基づき、地域住民自らが行政、民間企業、関係団体等と互いに協働しながら地域に存在する課題を解決するための様々な活動に、積極的に参加していくことを目指すものです。

第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画

「市地域福祉計画」と「市地域福祉活動計画、地区(地区社協)地域福祉活動計画」の関係図



第2節 計画策定の背景

～地域社会の変容と深刻化する生活、福祉課題への対応～ （別紙1 参照）

本市では、平成19年3月に社会福祉法に基づく「しあわせプランぜんつうじ善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成19年度～平成26年度）」（以下「第1次計画」という。）を策定し、地域福祉を推進するための基盤づくりを進めてきました。平成22年度は、地域福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、中間見直しを行いました。

第1次計画では、地域に住む住民一人ひとりを地域福祉推進の主役に位置づけて身近な地域での住民相互の手による地域福祉活動の振興が、地域全体の活性化や地域社会の再生につながると考え、地域福祉を推進してきました。

しかしながら、核家族化が一段と進展し、高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりが希薄化するとともに、地域との関係を持たない人が増えるなど地域での問題解決がますます難しくなっています。

特に、一人暮らし高齢者や認知症の増加、社会的孤立、子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、発達障がい、虐待、貧困、自殺者の増加などが社会問題となっています。

また、東日本大震災や広島市豪雨災害などの災害が起きる度に、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者と呼ばれる人たちの被害や復旧、自立の立ち遅れが目立っており、現在、その対応が求められています。

このため、本計画では、これまで取り組んできた第1次計画の取組を踏まえ必要な見直しを行い、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり」を推進していくことを計画していきます。

生活、福祉課題

電球の交換やゴミ出しを頼める人がいない、買い物に行けても買った物を持って歩けない、一人暮らしが寂しいという心の問題、被害の自覚なく不要なものを購入させられ続ける悪質商法の被害といったことから、孤立死や自殺等の深刻な問題、災害時における身体が不自由な人や乳幼児のいる家庭の避難、生活支援への対応など、住民にとって、地域での普通の暮らしを妨げるものが生活、福祉課題です。それは、暮らしの周辺のあらゆる場面で起こりうるものであり、また、歳をとることなど時間の経過によって、今は支援を要しない人も含め、誰にでも起こりうるものです。

このような生活、福祉課題の多様化、複雑化の中で、既存の公的サービスだけでは、地域における生活、福祉課題に対応することができなくなってきました。基本的な福祉ニーズには公的サービスで対応することが前提となりますが、住民が主体的に関わり、支え合う、地域における支え合いの領域を拡大、強化し、地域における支え合いを住民と行政との協働の下に進めていく必要があります。

※本計画では地域福祉の視点として、経済的困窮や社会的孤立などによって地域住民に拡大している生活課題の広がりとともに、その中でさらに深刻化している福祉課題を一体的にとらえる言葉として、「生活、福祉課題」を用いています。

地域の生活、福祉課題

① 地域連帯感の低下

- 自治会未加入世帯の増加
- 人間関係の希薄化

② 相互扶助の機能の低下

- 人口減少、核家族化、一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯の増加
- シングルマザー、シングルファーザーが増えている。

③ 地域福祉の担い手の課題

- 活動している人の高齢化
- 若い人の参加が少ない。
- 若い人が活動できる場がない。
- 地域のことに無関心
- ボランティア活動をする人が少ない。

④ 関係機関の連携がむずかしい

- 制度や業務の縦割りによる連携の弊害
- 一部門だけでは対応できない課題が増えている。

⑤ 子育ての不安や課題

- 児童虐待の相談の増加
- 親が親になりきれしていない。

⑥ 地域社会から孤立している人がいる。

- 地域から孤立している人がいる。
- ひきこもりでないかと思われる人がいる。

⑦ 居場所がない。

- 障がい者や医療的なケアが必要な子どもなどが気軽に寄れる居場所がない。

⑧ 地域の安全、安心の確保

- 空き家が増えてきている。
- 児童の登下校の見守りをしてほしい。

⑨ 制度で対応できない課題

- 制度の狭間でサービスなどを利用できない人がいる。
- 複合多問題を抱える世帯がある。
- 地域の問題が多岐にわたっている。

⑩ 福祉教育の課題

- 認知症や障がいに対する正しい理解がない。
- ふれあう機会が少ない。

⑪ 災害時の対応

- 多発する災害時の対応
- 避難場所、避難についての不安

⑫ 要援護者の増加

- 認知症の方の増加
- 発達障がいではないかと思われる人が増えている。
- 精神障がいではないかと思われる人が増えている。

⑬ サービスの不足

- 医療的ニーズが高い方の支援が難しい。
- 出口（支援につながるサービスや制度）がない。

⑭ 安定した雇用の減少

- 経済的に困っている人がいる。

⑮ 相談窓口がわからない。

- 相談するところがわからない。
- 福祉サービスなどの情報が入ってこない。

②ふくしのまちづくり座談会 ③アンケート ④ヒアリング ⑤地域アセスメント ⑥策定委員会から)

期待される取り組み

① 地域全体の見守り体制の確立

- ちょっとした声かけ、見守り、支え合い
- とより近所で相談し合えるしくみ
- 日頃からの挨拶

② 地域ケアシステムの構築

- 地域や関係機関、団体が連携し、個別の課題の解決に向けた取組み、地域づくりを進める仕組みづくり

③ 福祉教育の充実

- 認知症や障がいに対する正しい理解
- 多様性を認め、排除しないことの意識づくり

④ 災害時の対応

- 災害時の要援護者への支援

⑤ 居場所づくり

- 誰もが気軽に集える場、拠点づくり

⑥ 子どもを大切にしたい取組み

- 子育て家庭の孤立を防ぐため地域で子育てすることへの理解
- 親や大人の支援、教育

⑦ 介護予防の取組み

- 地域住民自ら介護予防に取り組む必要性

⑧ 地域の交流

- 地域住民の交流、施設と住民の交流

⑨ 孤立させない。どこかにつながる。

- 要援護者の把握
- ふれあい・いきいきサロンの拡充

⑩ 制度の狭間、複合多問題への対応

- 制度で対応できない、分野を越えた問題への対応

⑪ 地域福祉の担い手づくり

- 活動している人が高齢化していることに認識を持った対応
- 若い人が活動できる場、機会を作る。
- 学生と地域の連携
- 団塊の世代の方の地域での活躍
- ボランティアに関する情報提供とコーディネート、活動の場の提供

⑫ ネットワークづくり

- すぐに動けるネットワーク
- 部門、分野、肩書きを外してそれぞれが対等に話せる場、顔の見える関係づくりが必要。ゆるくつながり定期的に集まれる場が必要。
- インフォーマルな支援者を支えるしくみ

⑬ 地域コミュニティの強化

- コミュニティとしての組織づくり
- 自治会組織のあり方の検討

⑭ 福祉サービス等の情報提供の工夫

⑮ 身近に相談できるしくみ、窓口

- どこからでもつながるしくみ
- ワンストップの相談窓口

⑯ 福祉サービスの充実

- 新たなサービスの開発
- 福祉サービスの質の向上

⑰ 生きがいを持てる活動の場、機会づくり

- いくつになっても活躍できる場づくり
- 要援護者も住民誰もが支え手となる場、機会づくり

第3節 第1次計画の推進状況と第2次計画の方針

(別紙2～4参照)

これまで市と市社会福祉協議会は、第1次計画に基づき、相互に連携しながら地域福祉の推進に取り組んできました。

今回の第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第2次計画」という。）の策定にあたり、まずは第1次計画の推進状況の点検を行いました。第1次計画は善通寺市地域福祉計画（行政計画）と善通寺市地域福祉活動計画〔民間の活動、行動計画と第2次地区（地区社協）地域福祉活動計画〕から構成されていましたが、点検にあたっては、しあわせプランぜんつうじ推進会議（計画の推進状況の点検を行うための会議）を開催し、第1次計画の実施方策に沿って、内容を一体的に整理することによって行いました。

第2次計画についても、これまで取り組んできた第1次計画の成果を踏まえ必要な見直しを行い、地域福祉のさまざまな活動主体が、地域に関心を持ち互いに助け合い、支え合える関係づくりをより効果的に進めるため地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとします。

また、第2次計画では、これまで取り組んできた第1次計画の課題に加え、超高齢社会を見据えた取組や社会的孤立、権利擁護、生活困窮者自立支援方策（平成26年3月厚生労働省通知、市町村地域福祉計画に盛り込む事項）など制度の狭間にある新たな課題も踏まえ、事業の取組を明確にし実効性のある地域福祉の推進に取り組むための計画として策定します。

地域福祉を推進するために求められる視点

地域福祉の推進のためには、地域住民がお互いを認め合い、つながり支え合うことの大切さを認識することが重要であり、次の視点をさらに普及させることが求められています。

「ソーシャル・インクルージョン」の視点

- ・生活困窮者、精神障がい者、外国人労働者、居場所のない孤立しがちな人等、支援の必要な人や、社会的排除の対象となりやすい人達の権利を守り地域社会に統合、包摂していくことが不可欠です。縦割りの対象別制度の狭間にある人や、複合的な課題を抱える人達をトータルに受け止め、福祉サービスを横断的にとらえて、制度につなげる機能が必要です。

「リスクマネジメント」の視点

- ・地域福祉を進める上では、単に「みんなで困っている人のために善いことをしよう」という概念を超え、誰もが陥り、個人では対応しきれない生活福祉課題を、共同体である地域社会全体の矛盾や不具合としてとらえ、その発生を予防し、対処していく「地域社会の生活福祉課題に対するリスクマネジメント」という視点で取り組むべきです。

貧困等の原因となる社会的排除、人権侵害や差別、また、障がい者等の社会的障壁の除去を必要とする人の権利利益を侵害しないための必要かつ合理的な配慮がなされないこと等は、単に個人が抱える課題ではなく社会が抱えているリスクです。これらを地域レベルでなくしていくことがソーシャル・インクルージョンであり、地域におけるリスクマネジメントです。

しあわせプランぜんつうじ(前期)推進状況(平成19~22年度)

基本理念

障がいや病気等の有無に関わらずその人の能力が最大限に発揮され、豊かで幸せな人生を送ることができる環境を整えていくプロセス

3つの柱

市民みんなが利用できる福祉の提案

＜日常的な福祉＞

市民参加、参画が促進される福祉の提案

＜参加、参画型の福祉＞

人（リーダー）が育つ福祉の提案

＜市民の力＞

9つの重点課題

- ①さまざまな団体や組織のネットワークづくり
- ②福祉のまちづくり ボランティアやボランティアの仕組みづくり
- ③文化を大切にしたい自慢のできるまちづくり
- ④身近なところでの助け合い活動を広める
- ⑤地域の連帯感やつながりを育てる
- ⑥市民と行政の協働のしくみをつくる
- ⑦地域づくりリーダーを育成する
- ⑧福祉教育のカリキュラムを充実させる
- ⑨3世代交流などで、子どもや高齢者の交流を活発にする

方 策

情報の共有

- ・関係団体、組織、グループ等による情報交換会（ネットワーク会議）の開催
- ・情報共有のための総合窓口の検討
- ・福祉計画関連情報のWeb サイトの作成
- ・社会資源（人材、組織、場、施設、制度等）情報の整備
- ・助けてほしい人とボランティアをしたい人のマッチング方法の検討
- ・市広報紙の有効活用
- ・市民からのご意見箱の設置

ネットワークづくり

- ・ネットワークの中心となる中間支援組織の育成
- ・市民と行政の協働の促進
- ・自治会とNPOの協働の促進
- ・各種ボランティア同士の交流の促進
- ・88プラス委員会の継続開催

意識、地域づくり

- ・声かけ運動の推進（あいさつ運動、一言二言運動等）
- ・地区行事の見直しと活性化
- ・タウンウォッチングやイベントの開催（まち探検 偕行社同窓会、キャンドルイベント等）
- ・まちの図鑑づくり（人物図鑑、文化図鑑、見所スポット等）
- ・福祉教育手引き書、ガイドブックの作成

拠点、場づくり

- ・中間支援組織の活動拠点の整備
- ・公民館、空き店舗、集会所、空き教室等を活用した地区の活動拠点の整備
- ・さまざまなたまり場づくり（同世代のたまり場、女性のたまり場、世代間交流の場、各種サロン等）

人材育成

- ・市民プロデューサー
- ・ボランティアコーディネーター
- ・地域コーディネーター、リーダー
- ・まちづくりリーダー

推進状況

広報

- ・キャラクター「にこはちくん」の活用
着ぐるみ、キーホルダーの作成
- ・市ホームページ、市広報、市社協広報による啓発
- ・かわら版の作成
- ・プロジェクトごとのチラシ作成、配布
- ・報告書の作成など

人材養成研修

- ・88プラス委員会の研修
- ・ファシリテーター養成研修
- ・地域福祉シンポジウム
- ・ボランティアスクール
- ・広島県庄原市への視察研修
- ・その他地域福祉活動者を対象にした各種研修

イベント開催

- ・市民参加型まつり
- ・赤門での三世代交流
- ・ふれあいふくしまつりなど
- ・善通寺フェスタに参加

市民参加、参画型活動の企画、運営

- ・お店開き方式（1年間の読み切り企画によるプロジェクト）
たまり場しゃべり場づくり
赤門での三世代交流
人と街の魅力に会えるまちあるき
子ども、お年寄りの一時預かり
市民参加型まつりなど
- ・88プラス委員会全体会の開催
- ・店長（プロジェクト代表者）会の開催
- ・学校へ行こう ワークショップ

他との連携

- ・88プラス委員会の募集
- ・1年間のプロジェクトを進める過程での各種団体、機関との連携、つながりづくり

計画の中間見直し（H22年度）

- ・地区座談会の実施
- ・アンケート調査の実施
- ・地区（地区社協）計画との融合
- ・ヒアリング
- ・要援護者情報の把握、共有
- ・高齢者等の孤立の防止など

見直し検討
委員会の実施計画見直し版
の策定

しあわせプランぜんつうじ(後期)推進状況(平成23~26年度)

見直しにおける課題

- ① 地域連帯感、相互扶助の機能の低下
 - 地域からの孤立
 - 独居、虐待
 - 認知症の対応
- ② 制度で対応できない課題
 - 制度の狭間
 - 複合多問題
 - 福祉サービスが十分でない

後期目標

住民や関係者が地域のことを考え、より支えあいのできる、孤立しない、ゆるやかに見守り、見守られたいくなるような地域になる。

★コミュニティケアの構築 ★住民自治力の向上

方 策

- ① あらゆる地域社会の構成員が調整、連携、協働する体制づくり
- ② 制度では対応できない問題への柔軟な福祉サービスの拡充、強化

情報の共有、活用

① ラウンドテーブルの開催

(88プラス委員会の活性化)

住民や福祉関係者、施設、市職員が肩書きを外して参加し、普通寺市の福祉の増進に向けた取り組みについて自由に話し合える場や考える場をつくる。

ネットワークづくり 協働の活動づくり

② 福祉教育の推進

子どもの頃から福祉に関わる機会をつくる。ゆるやかに見守り、見守られたいくなるような意識、地域づくり。

意識、地域づくり

③ ボランティア・市民活動センターの設置、運営

(市全域での交流の場、拠点)

④ 地区地域活動の拠点づくり、機会づくり

(地区での交流の場や拠点) 公民館の役割検討

⑤ サロン活動などの推進

(自治会などの小地域での交流の場)

拠点、場づくり 活動の場づくり

人材育成

⑥ 地域福祉活動リーダーの育成

⑦ 地域で“見つける、気付く、つなげる”人づくり

地域ケアシステムづくり

⑧ 地域ケアシステムの構築 地域の「困った」が支援につながるしくみづくり

地域ケア会議

コミュニティソーシャルワーカーの配置の検討

保健、医療、福祉関係機関、施設の連携

要援護者の把握 共有、支援方策

⑨ 要援護者の把握、共有、支援

災害等の緊急時にも対応できるような日常の見守り活動やサロン活動、助け合い活動の推進

サービス開発

⑩ 制度の狭間を埋める新たな福祉サービスの開発、提供

⑪ 予防的支援

⑫ 権利擁護活動の推進

福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用促進

権利擁護活動の推進

基本理念

障がいや病気等の有無に関わらずその人の能力が最大限に発揮され、豊かで幸せな人生を送ることができる環境を整えていくプロセス

3つの柱

市民みんなが利用できる福祉の提案
＜日常的な福祉＞

市民参加、参画が促進される福祉の提案
＜参加、参画型の福祉＞

人（リーダー）が育つ福祉の提案
＜市民の力＞

9つの重点課題

- ① さまざまな団体や組織のネットワークづくり
- ② 福祉のまちづくり ボランティアやボランティアの仕組みづくり
- ③ 文化を大切にしたい自慢のできるまちづくり
- ④ 身近なところでの助け合い活動を広める
- ⑤ 地域の連帯感やつながりを育てる
- ⑥ 市民と行政の協働のしくみをつくる
- ⑦ 地域づくりリーダーを育成する
- ⑧ 福祉教育のカリキュラムを充実させる
- ⑨ 3世代交流などで、子どもや高齢者の交流を活発にする

地区別重点課題へ取り組み

第2次地区（地区社協）地域福祉活動計画の実施、推進

地区（日常生活圏域）における地域の状況に応じた地域における支え合い活動により、生活課題を抱えた人が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる地域づくりを推進する。

推進状況

① ラウンドテーブルの開催

・しあわせプランぜんつうじ推進会議
の開催（年1回～2回）

② 福祉教育の推進

・ふれあいふくしまつりでの福祉体験
の実施（年1回）

③ ボランティア・市民活動センターの設置、運営

（市全域での交流の場、拠点）

・ボランティアの開設、運営
（H23年度～総合会館1F）
フリースペース
活動紹介スペース
情報発信スペース
情報検索、資料閲覧スペース

④ 地区地域活動の拠点づくり、機会づくり（地区での交流の場や拠点）

・コミュニティかふえの開設、運営支援（H25年度～）
日時：毎週火曜日 10:00～15:00
場所：ボランティア
内容：ボランティアによるコーヒー、パン、菓子などの提供と気軽に集える居場所づくり
新たなボランティアグループの発足（ちくちくの会）

⑤ サロン活動などの推進

（自治会などの小地域での交流の場）
・ふれあい・いきいきサロンの推進
（市内110グループ H26.3.31現在）

⑥ 地域福祉活動リーダーの育成

・地域福祉活動リーダー研修会
H23年度 2回
H24年度 5回
H25年度 3回
地区社協役員、福祉委員、民生委員、自治会長、サロン関係者、地域ボランティアを対象に、地域の課題に気づき、つなげることや、関係機関とつながり、ネットワークをつくることを研修した。

⑦ 地域で“見つける、気付く、つなげる”人づくり

・養成研修の実施
・見守り活動推進ネットワークモデル事業の推進（H26年度～）
東部地区、西部地区（身近な地域での見守り活動を民生委員と連携し行い、支援が必要な方が孤立しないような地域づくり）
・「善通寺 高齢者と障がい（児）者等が行方不明になったときのためのSOS ネットワーク」の推進（H25年度～）
登録者数：17人
協力者（団体）数：127件

⑧ 地域ケアシステム地域の「困った」が支援につながるしくみづくり

・地区社協に「小地域ケア会議」実施に向けた依頼（周知）

⑨ 要援護者の把握、共有、支援

・居宅要援護者把握・災害時等要援護者登録事業の推進（H23年度～）
登録者数（H26.3.31現在）
65才以上：5,224人
障がい者：93人

⑫ 権利擁護活動の推進

・法人後見事業の実施（H26年度～）
・福祉サービス利用援助事業の推進

計画の評価、点検

しあわせプランぜんつうじ推進会議の実施（計5回開催）

しあわせプランせんつつじ後期計画の点検（推進会議による）

	児童	高齢者	障害
取り組めたこと	- 子育て関係の総合的情報発信を行った。フェイスブック、ツイッターブログの利用 - 障がいのあるお母さんの集まり「ふらっとふぁみりー」を始めてから3年になり、学生も来るようになった。 - 一人ひとりのつながりを大事にした取り組みを行った。 - 発達障害児支援体制整備事業 - 要保護児童対策地域協議会	- 施設の行事で地域との交流ができた。 - 施設の開放を心掛けた。 - ボランティアの協力を得て学習療法が実施できた。 - 地域ケア会議の実施 - 介護予防サポーター研修の実施 - 分野ごとには計画がある。	- ネットワークができてきた。仲多度3町、横のつながりを実感。 - 精神障がい者の居場所事業
	発達障がい児の支援 要保護児童の支援 つながりを大事にした取り組みの実施 情報の発信	地域ケア会議の実施 当事者間の交流 地域と施設の交流	専門職のネットワークができた。
取り組めなかったこと・これから課題	- 今後は地域と交流できたらいいと思う。 - 支援につながっていない。家庭への支援 - 資源を知ってもらう。 - 縦割りの関係性だけでない異業種のつながりづくり - 地域のつながりを深めたい。 - 子ども会の構成員が少なくなっている。 - 子ども会も子どものスポーツサークルも役員や指導員がおらず、代表が色々なことをしなければならない。 - 制度が優遇され、まわりを頼らなくても子育てできる。制度だけで子育てしていいのか。 - 学生数が減少。	- 社会福祉法人の地域貢献活動の義務化。 - 認知、うつが増えてくる。 - 一人暮らしの人が増えている。 - サロンのない地区は情報がつかめない。 - 施設でも面会に来ない人が増えている。 - 老人会に65～75才の人が入らない。 - 施設への批判 - ふれあい・いきいきサロンのメンバーが高齢化し、運営が難しいサロンもある。 - 制度がたくさんでき、谷間もたくさんできた。	- 制度の狭間、経済的問題などがあり、市民の方も含めたつながりが必要。 - 視覚障がい者の方が自分達で活動を始めた。 - 視覚障がい者の方が県へ行く際、介助するボランティアが足りない。 - ボランティアの高齢化 - 障がいへの偏見をなくし、地域での生活をしやすいとする。 - 常に集える場づくり - 色々な形の働く場の提供 - 家族会に入る人が少ない。
	発達障がい 地域から孤立 - 今は地縁、血縁が成り立っていない。 - 困った感がない。 - 支える人がいない。	制度を利用しない人がいる。 制度の狭間にいる人がいる。 社会的孤立 リーダーの担い手がない。 若い世代の参加がない。 若い人がいない。 →田舎での生活が成り立たない。 子どもがいない	制度への対応が大変。 精神的な病気の人が多い。 孤独死 災害への対応 近隣の状況がわかりにくい。 人間関係の希薄化 地域コミュニティの形が変化

地域	教育	医療・保健
・民生委員の地区担当割の見直しや、要援護者のマップづくりに取り組んだ。 ・居宅要援護者の把握やSOSネットワーク、法人後見事業、コミュニティかふえなど、新規事業に取り組んだ。 ・地域の困りごとがあがってくるようになった。 ・防災無線が設置される。災害時のみでなく、市の行事等のお知らせができる。 ・防災意識が高まった。 ・「ボランティア」拠点できた。 ・地区社協として、市提案型事業を受け安全安心サミットを実施した。 ・安全安心マップを、民生委員の担当区割りで作成し、今後の活動に活かせるようにした。 ・赤門八日市の取り組み	・東中学校ボランティア部による「いのちを守る町づくり」～交通安全の取り組み ・ハザードマップの作成と要援護者情報の把握	・患者さんが地域での生活に困らないように努めた。ケアマネや地域との連携を行った。 ・健診の受診率向上 精密検査受診率の向上 生活習慣病（特に糖尿病）の予防
	・災害時に避難できる人、できない人の対応を考える。 ・自治会未加入世帯が増えた。 ・地域行事には同じ顔ぶれが参加。 ・家も顔もわからない。 ・災害があっても誰がどこにいるかわからない。 ・地区社協が何をしているかわからない。 ・新しくメンバーに加わりにくい。 ・地区社協の組織が、各団体の役員ばかりで、選出母体の意識が強い。 ・地区社協の福祉委員のあり方を見直しする必要がある。 ・自治会長が毎年変わる。 ・声を掛け合える仲間としてのリーダーづくり ・要援護者の災害時避難に関する個別計画の作成 支援の優先順位付 ・貧困の連鎖、家庭内暴力の連鎖	・同和問題、障がい者問題などの差別 ・携帯電話、インターネット依存 ・「ライン」など携帯アプリによる見えない仲間外れ、自然な人間関係の阻害。 ・先生の話が聞けない。 ・家庭の機能が崩壊しつつあり本来、家庭でこそ教育されるべきものが学校に求められる。 ・公民館は生涯学習の拠点となり、老人クラブ（70才くらいの方々）が定期的に講演会やモノづくりを行っている。 ・学校関係は、地域のつながりが薄い。 ・PTA活動も以前のようなまとまりがない感じがする。 ・ボランティアに対する反感の言葉を聞くこともあった。 ・後継者が少ない。
関係する人の高齢化 声をかける人が必要。	無関心すぎる。 家庭崩壊している。 自治会未加入世帯が多い。 連携、協働が難しい。組織をつなぐのはどこか？ 情報の共有化	地域の世話人の負担感が大きい。 地域の連帯感がない。 ボランティアする人が少ない。 福祉、医療のサービスが24時間対応されていない。

※ 黒＆茶の字：第4回推進会議での意見
紫の字：取り組み課題シートによる意見
青の字：第3回推進会議での意見
緑の字：第5回推進会議での意見

第4節 計画の位置づけ、計画期間、計画策定体制

(1) 総合計画との位置づけ

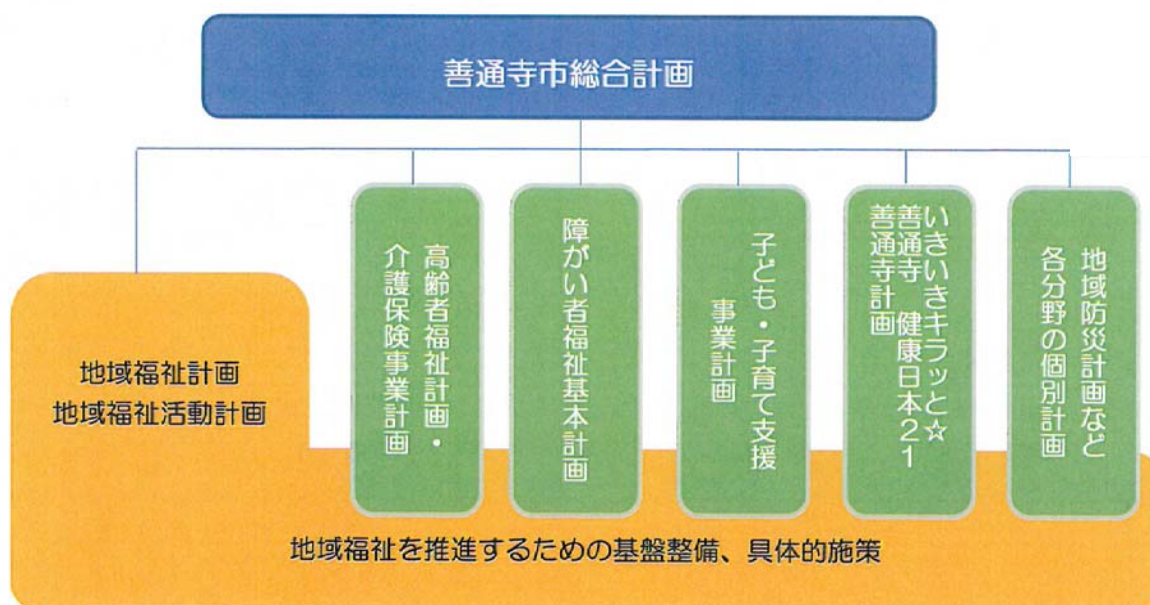
(別紙5 参照)

地域福祉計画は、本市の第5次善通寺市総合計画（平成23年度～平成32年度）の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を定めた計画です。

第5次総合計画の基本構想では、保健、医療、福祉分野の政策目標を「福祉先進、だれにもやさしいまちづくり」とし、この分野の施策のひとつとして、地域福祉の推進を位置づけています。

(2) 他の福祉関係計画との位置づけ

本市における福祉関係計画には、第6次善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）、第3次善通寺市障がい者福祉基本計画（平成23年度～平成32年度）、善通寺市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）、いきいきキラッと☆善通寺 健康日本21 善通寺計画（平成17年度～）などがあり、分野別計画はそれぞれの根拠法に基づいて分野ごとに策定される一方、地域福祉計画は分野にかかわらず、生活、福祉課題が生じる場である地域において分野別の施策を横断的につなぎながら、官民協働でこれらの計画と連携し、整合性を図るとともに、総合的な福祉施策を展開する計画として推進していきます。



(3) 計画期間

計画期間については、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

社会状況の変化や関連計画との調整、国や県などの動向などを踏まえ必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画策定体制

① 善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、地域住民代表者、医療、福祉又は保健に関係する法人、その他の団体に属する者などで構成する「善通寺市地域福祉計画策定委員会」と「善通寺市地域福祉活動計画策定委員会」を合同で開催し、計画策定に関する協議を行います。

② 策定作業部会（しあわせプランぜんつうじ推進会議）

本計画の策定にあたり、市内の横断的な連携を図るために保健、医療、福祉、教育、防災やまちづくりなどの生活関連部門の関係者、職員を構成メンバーに第1次計画の推進状況の点検等を行うしあわせプランぜんつうじ推進会議を作業部会として位置づけ、計画策定のために現状分析や地域の課題に対する方策の検討等を行います。

③ ふくしのまちづくり座談会、アンケート調査、ヒアリング、パブリックコメント

さらに、「8地区ふくしのまちづくり座談会」を開催するとともに「善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査」「地域福祉を推進するための保健、医療、福祉、環境、教育、防災などの関連部門のヒアリング」、「パブリックコメント」を実施し、多くの市民、関係機関団体の意見の反映に努めます。

第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計

第1次計画の評価、点検

しあわせプランぜんとうし推進会議による評価、点検

地域の現状と福祉課題の把握

アンケート調査

地域アセスメント

ヒアリング

8地区ふくしのまちづくり座談会

計画に盛り込むべき事項

生活困窮者自立支援方策

(厚生労働省社会・援護局 社援 0327 第 13 号 平成26年3月27日付)

関連する主な施策動向、制度改正

(別紙6参照)

生活困窮者自立支援法

介護保険法改正

障害者総合支援法

(障がい者の日常生活を総合的に支援するための法律)

障害者差別解消法 (障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律)

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子ども・子育て関連3法 (支援新制度)

災害対策基本法改正

他の福祉関係計画との整合性

総合計画

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

障がい者福祉基本計画

子ども・子育て支援事業計画

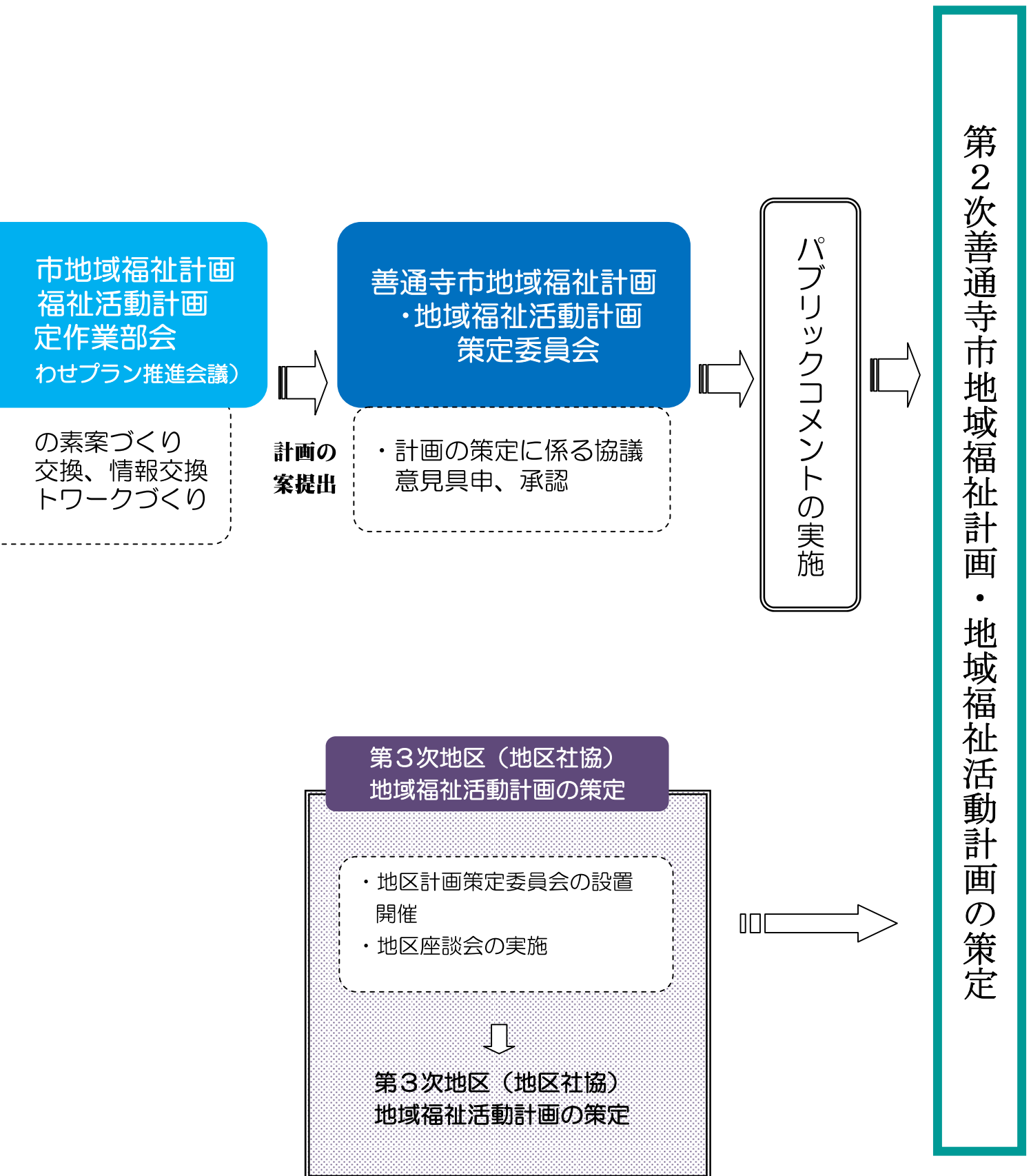
いきいきクラッと☆善通寺 健康日本21 善通寺計画

地域防災計画

善通寺
・地域
策
(しあ

- ・計画
- ・意見
- ・ネッ

画策定の体制図



《各制度の主な改正等の内容》

	内 容
生活困窮者自立支援法	平成 27 年 4 月施行。生活困窮者の相談に応じ、個人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスにつなぐとともに、関係機関とのネットワークづくり及び地域に不足する資源開発に取り組むなど、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアグループ、社会福祉法人等が連携して課題を解決するしくみづくりが求められています。
介護保険法改正	平成 27 年 4 月施行。予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、市町が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的なサービス提供ができるよう、地域支援事業として見直されます。生活支援サービスの提供主体としては、介護保険サービス事業者以外にも、NPO、ボランティアグループ、社会福祉法人、民間企業、共同組合、地域の高齢者などが想定されており、多様な主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される体制の構築が求められています。
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	平成 26 年 4 月一部施行。重度訪問介護の重度知的・精神障がい者への対象拡大や地域移行支援の対象が、障がい者施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者に加えて、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者にも対象拡大される予定であり、地域住民の理解や住民参加による見守り、支え合い等が求められています。
障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	平成 28 年 4 月施行。国、地方公共団体、民間事業者に障がいを理由とした差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを求めています。また、障がい者差別解消支援地域協議会(任意)において関係機関等が連携し、いわゆる「制度の狭間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われるよう、障がい者の権利擁護等についてきめ細やかな対応が求められています。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 26 年 1 月施行。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としており、生活支援、就労支援等の重層的な支援が求められています。
子ども・子育て関連 3 法(支援新制度)	平成 27 年 4 月施行。市町が実施主体として明確化されるとともに、地域の実情に応じて、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、地域住民による子育て家庭の支援等が求められています。
災害対策基本法改正	平成 26 年 4 月施行。高齢者、障害者等避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員などの地域の支援者との間で情報共有することを義務づけ。市町と地域の支援者との協働による、高齢者、障害者等を支援する体制づくりが求められています。

第 2 章

計画の施策体系

第1節 計画の基本理念と基本目標

(別紙 7 参照)

(1) 第2次計画の基本理念

第2次計画においては、第1次計画の基本理念を踏まえて、地域における支え合い活動によって生活課題を抱えた人が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる地域づくりを目指して、その実現に向けた具体的施策を推進していきます。

さらに、第5次善通寺市総合計画基本理念「住んでみたい・住みつけたい まち 善通寺」の実現に向け、また、超少子高齢社会を迎え第6次善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、第3次善通寺市障がい者福祉基本計画、善通寺市子ども・子育て支援事業計画等の将来像の方向性の共通の基盤となる「地域社会全体で支え合い、持続可能な地域づくり」を目指し、次の基本理念を掲げます。

～第2次計画の基本理念～

地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して
暮らせるまちづくり

(2) 第2次計画の基本目標

第2次計画においては、自らの住む地域をより良いものとするために多くの市民の力を結集した助け合い、支え合いの活動を展開していくことを目指し、善通寺市の現状及び福祉課題を踏まえ、基本理念の実現を目指し今後5年間の取り組みの基本目標を以下のとおりとしました。

～第2次計画の基本目標～

- 1 地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化
(地域コミュニティの強化)
- 2 地域福祉活動推進のネットワークの場づくり
官民協働の重層的な地域福祉ネットワークの構築
- 3 福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手（共感者参加者）づくり
- 4 地域福祉を支える基盤整備（制度の狭間、複合的な課題への対応）

地域福祉推進の基本的方向性と地域福祉計画・地域福

第1次計画の
評価、点検

地域の現状と福祉課題の把握

計画に盛り込む
べき事項

関連する主な施策動向、制度改正

他の福祉関係計画との整合性

しあわせプランぜんつうじ
推進会議による評価、点検

ヒアリング

地域アセスメント

市の状況

- ・人口減少、少子高齢化の進行
- ・世帯規模の縮小化
- ・認知症、障がい者等の増加

8地区ふくしの
まちづくり座談会

地区の良い取組

- ・ふれあい・いきいきサロン
- ・給食サービス
- ・外出支援事業
- ・安否確認
- ・防災の取組など

- ・一人暮らし、高齢者のみの世帯の増加
- ・引きこもりや援助が必要と思われる人がいる。
- ・空き家の増加
- ・自治会機能の低下

深刻化する生活、福祉課題

- ・人と人のつながりの希薄化
- ・制度の狭間にある課題
- ・生活、福祉課題の多様化、複雑化
- ・自治会未加入世帯の増加、地域コミュニティの弱体化
- ・ボランティアや地域福祉活動をする人や意識の減少、減退

地域の気になること

アンケート

- ・高齢者のみの世帯の増加
- ・認知症の人の増加
- ・障がいがある人や一人暮らしの高齢者がいる。
- ・引きこもっている人がいる。
- ・空き家の増加

福祉への期待

- ・高齢者や障がい者のための福祉サービスや情報の充
- ・安心して子どもを育てやすい環境や活動の取組
- ・寝たきりや認知症にならないための介護予防の取組
- ・災害等、いざという時に備えた防災活動、要援護者の

気になること

課題を解決するためのア

- ・孤立しないような交流の機会を増やす。
- ・隣近所、単位自治会での福祉や防災の取組
- ・居場所づくり
- ・若い人が地域のこる機会、活動に参加できる場を作る。

生活困窮者自立支援法 (H27年4月施行)

- ・生活困窮の相談・支援計画の作成
- ・サービスにつなぐ。
- ・地域住民や関係機関、団体が連携して課題を解決するしくみづくり

介護保険法改正 (H27年4月施行)

- ・市町の実情に応じた地域支援
予防給付のうち、訪問介護と
の取組を含めた多様な主体に

障害者総合支援法 (H26年4月一部施行)

- ・重度訪問介護の重度知的、精神障がい者への対象拡大。
- ・地域移行支援の対象拡大される予定で、地域住民の理解や
住民参加による見守り、支え合い等が求められる。

障害者差別解消法 (H28年4月)

- ・障がいを理由とした差別的扱
の実施。地域全体として差別
みが行われるよう障がい者
な対応が求められる。

子どもの貧困対策の推進に関する法律 (H26年1月施行)

- ・貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備。
- ・教育の機会均等など総合的な子どもの貧困対策を目的に
生活支援、就労支援等の重層的な支援が求められる。

子ども・子育て関連三法 (H27年)

- ・市町が実施主体と明確化され
も、子育て支援の充実を図る。
支援等が求められる。

災害対策基本法改正 (H26年4月施行)

- ・高齢者、障がい者等特に避難支援が必要なものの名簿の作成と情報の共有を義務付け。市町と
援護者支援体制づくりが求められる。

総合計画

子どもから高齢者、障がいをもつ人への医療、福祉の総合的な施
策を推進するとともに、だれもが支え合いながら健康で安心して暮
らせるやさしいまちづくりに向けノーマライゼーションの理念に立
った市民との協働による地域福祉体制の整備を進める。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

- ・地域包括ケアの実現
- ・地域一体となって支え合っていくしくみ
づくり
- ・地域包括支援センターを中心にケア体制の構築
- ・健
康づくり、介護予防、支え合い活力づくり

地域防災計画

- ・災害時要援護者への対応（要援護者に関する情報の把握と共有、
避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、福祉避難所の確保、児童
生徒の安全）
- ・災害ボランティアセンターの設置

子ども・子育て支援事業計画

- ・一貫した切れ目のない子ども、
- ・子どもの最善の利益を目指し、
るよう地域社会が子育て支援

障がい福祉基本計画

- ・障がいのある人もない人も地
る共生の社会を目指す。お互
全で暮らしやすいまちづくり

健康増進計画

- ・市民の「豊かな人生」実現の
に取り組む。様々な場や機会
もと進める。

社活動計画の基本理念及び基本目標



基本理念

地域で支え合い、誰もがその人らしく
安心して暮らせるまちづくり

基本目標

I 地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化
(地域コミュニティの強化)

II 地域福祉活動推進のネットワークの場づくり
官民協働の重層的な地域福祉ネットワークの構築

III 福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手（共感者、参加者）づくり

IV 地域福祉を支える基盤整備
(制度の狭間、複合的な課題への対応)

施策の方針

- 1 ご近所（自治会）での支え合いの推進
- 2 地域の見守り体制の強化
- 3 地域の福祉活動の充実
- 4 地域の福祉活動の拠点づくり
- 5 地域の交流の場づくり

- 1 各圏域（単位自治会、小学校区、市全域、中讃圏域、県圏域）ごとに住民、専門職、当事者を含めたネットワークづくり
- 2 関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進
- 3 地域福祉コーディネート機能を担う人材づくり

- 1 福祉教育の充実
- 2 ボランティア、福祉活動担い手の育成や活動支援
- 3 地域貢献活動の促進

- 1 福祉サービスの利用のしやすさと福祉サービスの質の向上
- 2 総合相談、生活支援の体制づくり
- 3 地域包括ケア体制の充実
- 4 生活困窮者の自立支援
- 5 権利擁護の推進
- 6 地域支え合い活動拠点整備事業の推進
- 7 災害時要援護者の支援体制の整備
- 8 多業種多職種ネットワーク化

域福祉活動計画 施策体系図 (平成 27～31 年度)

～基本的方向性～

- ① 住民主体、地域全体の協働で支え合える地域づくり
- ② 地域の活性化、持続可能な地域づくり

取り組み内容

- 1-(1) 向こう三軒両隣、自治会内の支え合い活動の推進
- 2-(1) 見守り活動ネットワーク事業の推進
- 2-(2) 地区支え合い会議の実施
- 3-(1) 地域の様々な福祉活動の活性化
- 4-(1) 地区活動の拠点づくりの検討
- 5-(1) ふれあい・いきいきサロン、三世代交流事業、座談会などの実施

- 1-(1) 地区支え合い会議の開催
- 1-(2) 地区ネットワーク会議の開催
- 1-(3) 地域ケア会議の開催
- 1-(4) 庁内連絡会議の開催
- 1-(5) 代表者会議の開催
- 1-(6) 専門職等ネットワーク連絡会の開催
- 1-(7) ネットワーク内での情報共有のしくみづくり

- 2-(1) 関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進
- 3-(1) 地域福祉コーディネート機能を担う人材（コミュニティソーシャルワーカー）の育成、配置

- 1-(1) 福祉教育の推進
- 2-(1) 地域福祉の中心的担い手の育成
- 2-(2) ボランティア活動の啓発と支援
- 3-(1) 若い世代が活動できる場づくり
- 3-(2) 団塊の世代の活動促進
- 3-(3) NPO 法人、当事者組織の活動支援
- 3-(4) 地域福祉財源である共同募金の推進

- 1-(1) 福祉サービスの情報提供の工夫と福祉サービスの質の向上
- 2-(1) 身近な相談支援体制の整備
- 2-(2) 民生委員・児童委員活動の支援
- 3-(1) 地域包括ケア体制の充実
- 4-(1) 生活困窮者の自立支援
- 5-(1) 権利擁護の推進
- 6-(1) 地域支え合い活動拠点整備事業の推進
- 7-(1) 災害時要援護者の支援体制の整備
- 8-(1) 善通寺 高齢者と障がい(児)者等が行方不明になったときのための SOS ネットワークの推進
- 8-(2) (仮称) 悪質商法被害防止のための善通寺 高齢者、障がい者等見守りネットワーク実施

地区別重点課題の取り組み

第 3 次地区（地区社協）地域福祉活動計画の実施、推進

地区（日常生活圏域）における地域の状況に応じた地域における支え合い活動を進め生活課題を抱えた人が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる地域づくりを推進する。

- ① 見守り体制づくり
- ② ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- ③ 地区支え合い会議の実施
- ④ ふれあい型給食サービスの実施
- ⑤ つながりづくり、地域の交流の推進など

8地区（地区社協）地域福祉活動計画の福祉目標

- | | |
|----|--|
| 中央 | 五重塔がはぐくむ支え合いのまち 中央地区 |
| 東部 | 支え合い、助け合うまち、東部地区 |
| 西部 | 交流を深め、支え合えるまち西部 |
| 南部 | 誰もが活きいきと暮らせ多彩でうるおいに満ち共に創り共に助け合う |
| 与北 | 「向こう三軒両隣」からつながる地域づくり |
| 竜川 | お互いのつながりを再構築し誰もが安心して暮らせる心豊かなまちづくりをめざして |
| 筆岡 | みんなで支えあうコミュニティのまち 筆岡 |
| 吉原 | みんなで支え合い笑顔あふれる 吉原地区 |

第 3 章 施策の推進

第1節 総合的な施策の推進

基本 目標 Ⅰ

地域住民を中心とした小地域活動の活性化 (地域コミュニティの強化)

私たちは、誰もが安心して住みなれた地域で暮らしたいと願っています。しかし近年、少子高齢化や人口減少、世帯規模の縮小化などのためにちょっとした困りごとでも解決できず、生活のしづらさを抱えながら暮らしている世帯が増えています。

善通寺市では、地域住民が自分たちの住む地域に関心を持ち、交流を図りながら、支え、支えられる人間関係を育み、孤立することのない地域づくりのために地域住民が中心となり関係機関と連携を図りながら多様化する課題に向き合うことのできる地域ぐるみの支援体制の充実を図っていきます。

施策の方針1 ご近所（自治会）での支え合いの推進

取り組み内容

(1) 向こう三軒両隣、自治会内の支え合い活動の推進

地域では、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また介護の援助が必要な方や障がいを持つ方など生活のしづらさを抱えて暮らしている世帯が増えています。

そのような援護を必要とする方々の地域での生活には、ご近所や自治会内のちょっとした見守りや声かけ、手助けが必要とされてきています。

日頃から支え、支えられるお互いさまの関係を築き、助け合い活動を推進し、孤立しない地域づくりに努めます。

(取り組みの事例)

- ・見守り、電話や訪問による安否確認
- ・ゴミ出し、電球換えなどの家事援助
- ・食料品など日常の買い物のお手伝い
- ・外出の援助

年次計画				
27	28	29	30	31
企画	実施	継続	⇒	⇒

施策の方針2 地域の見守り体制の強化

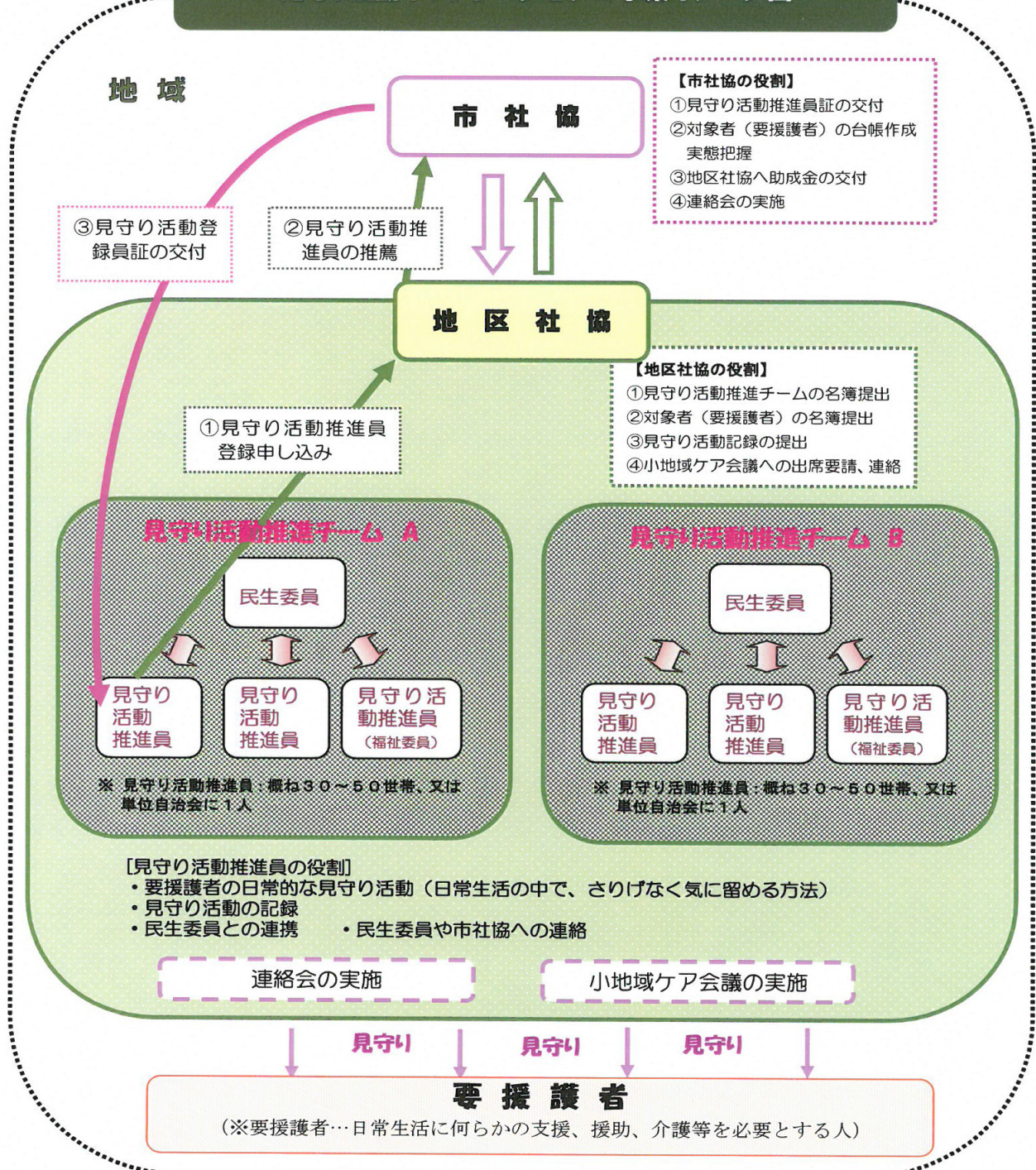
取り組み内容

(1) 見守り活動ネットワーク事業の推進

地域住民が生活する中で身近に暮らしている要援護者や児童等の異変や課題に気づき、民生委員や関係機関につなぐなど、早期に発見し、早期に対応する地域の見守り体制づくりを進めます。

住民や関係者が地域のことを思い、支え合いのできる、孤立しない
ゆるやかに見守り見守られたくなる地域づくり

見守り活動ネットワークモデル事業イメージ図



(住民の役割)

- ・要援護者や児童等の日常的な見守り活動
- ・民生委員との連携
- ・民生委員や市社協への連絡

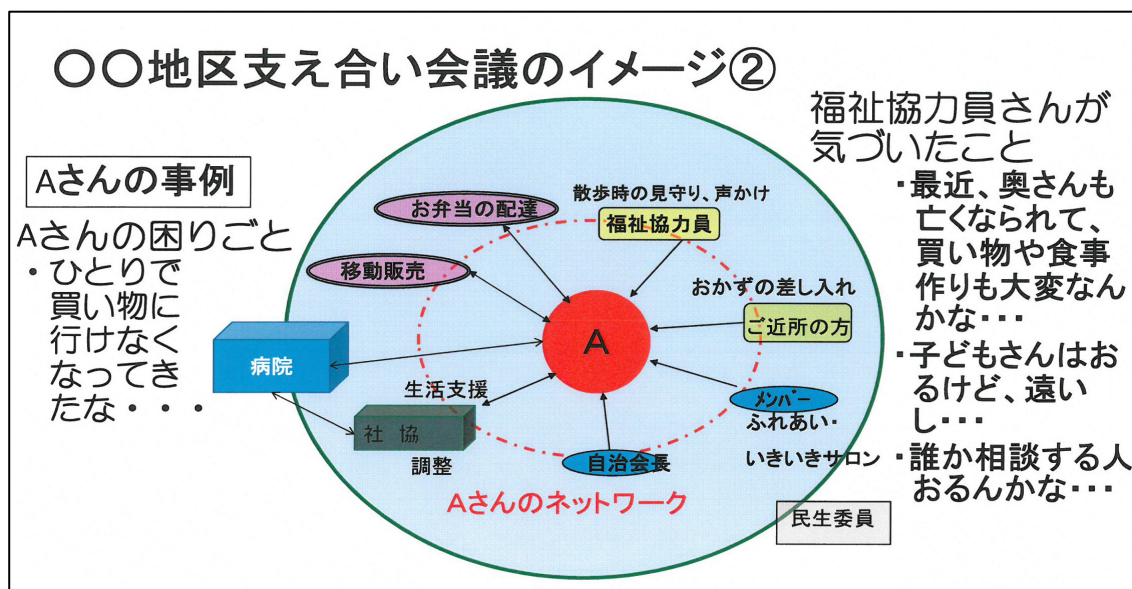
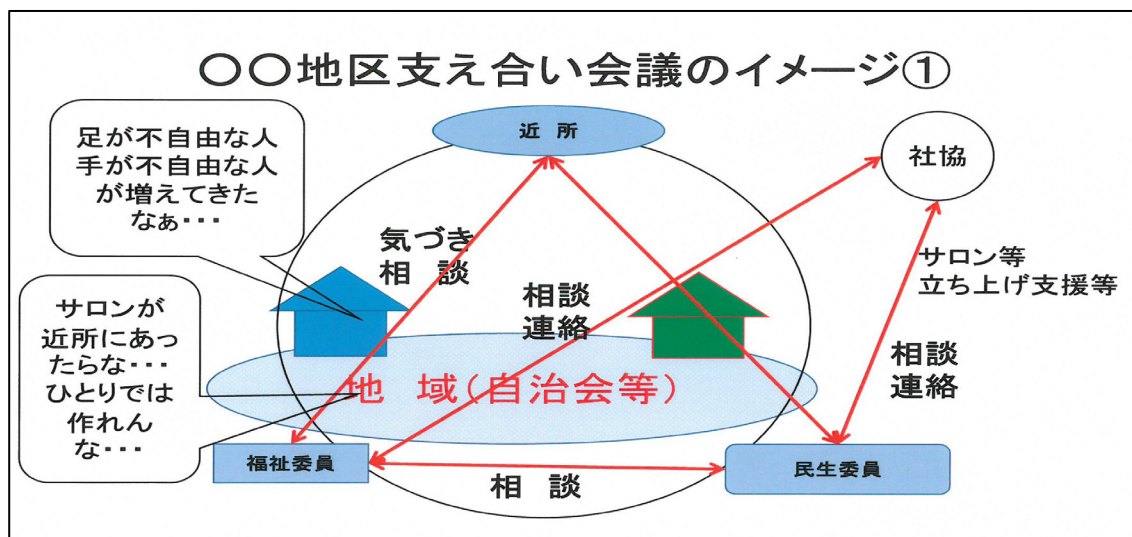
(市社協の役割)

- ・見守り活動推進員証の交付
- ・見守り活動推進員や民生委員から連絡があった際の対応
- ・地域における見守り活動の大切さの啓発

年次計画				
27	28	29	30	31
企画、実施	⇒	継続	⇒	⇒

(2) 地区支え合い会議の実施

地域住民、民生委員・児童委員、自治会や関係者が集まり、専門職も参加し身近な地域の課題（生活のしづらさを抱える世帯の支援や小地域の支え合い活動など）について解決に向けて話し合う場をつくりまします。



（住民の役割）

地域の福祉課題を把握し、社協や専門機関につなぎ、その課題について身近に話し合える場を設けるように努めます。

また地域の関係団体や専門機関と連携しながら支え合い活動に取り組みます。

（市の役割）

社協、専門機関と連携し地区支え合い会議の実施について支援します。

（市社協の役割）

住民の方と協力し地域支え合い会議が地域で実施されるよう主体的にその仕組みづくりに取り組みます。

年次計画				
27	28	29	30	31
企画	実施	継続	⇒	⇒

施策の方針3 地域の福祉活動の充実

取り組み内容

(1) 地域の様々な福祉活動の活性化

① 第3次地区（地区社協）地域福祉活動計画の推進

地区社会福祉協議会は、8 連合自治会区のエリアを基盤にした住民主体の福祉活動の組織として、地域の状況や特色に合わせた事業を推進しています。

地域住民の参加、参画のもと策定した第3次地区（地区社協）地域福祉活動計画に基づき、福祉活動を推進します。

② 市社会福祉協議会の地区担当職員の配置

地区社協ごとに市社協担当職員を配置し、地区社協活動の企画や運営を支援するほか、連携、協働し地域福祉活動を取り組みます。

③ 民生委員・児童委員との連携、協働

地域住民の身近な相談役、住民と行政、専門機関のパイプ役として地域福祉活動の中核を担う民生委員・児童委員と連携し、地域の状況や課題を把握し、協働して地域の福祉活動に取り組みます。

④ 自治会をはじめとした各種団体との連携、協働

善通寺市では自治会をはじめ老人クラブ、健康推進員会など地域の活動を支える団体が組織されています。それぞれの団体が、災害に備えた取組や友愛訪問、介護予防、交流事業など福祉活動を実施しています。

それらの団体と連携、協働し福祉活動の活性化を図ります。

(住民の役割)

できる範囲で、主体的に地域の活動に参加、参画します。

(市の役割)

各種団体の活動内容の周知と情報共有、財政的支援を行います。

(市社協の役割)

地区社協活動の支援、一体的な地域福祉活動の実施、地区担当職員の配置
地区社協等の活動内容の広報、啓発を行います。

年次計画				
27	28	29	30	31
継続	⇒	⇒	⇒	⇒

施策の方針4 地域の福祉活動の拠点づくり

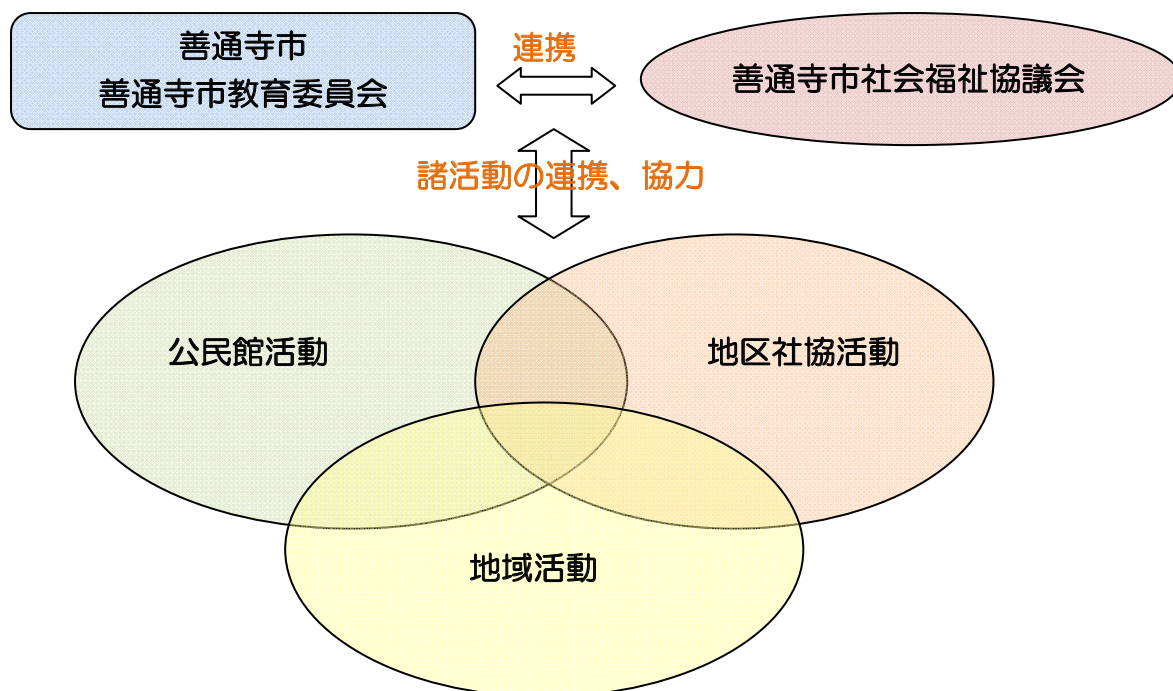
取り組み内容

(1) 地区活動の拠点づくりの検討

① 公民館のあり方の検討

8地区にある公民館が、生涯学習だけでなく、福祉や防災への取組など地域の様々な活動に協力する拠点となるよう検討します。

公民館においては、子どもや高齢者等の見守り活動、また災害時の助け合いの仕組みづくりに役立てるため、住民の参加、参画に基づき地域住民が交流できる機会、場づくりを検討します。



② 空き家や自治会集会場の利用の検討

地域住民が身近に誰でも気軽に集まり、交流できる拠点づくりについて、自治会集会場や空き家、学校の空き教室などの利用も含め検討します。

(住民の役割)

公民館の積極的な利用、自治会集会場の利用のあり方検討など地域活動の拠点づくりにできる範囲で協力します。

(市の役割)

公民館の利用について、住民の地域福祉活動の拠点として協力できるよう検討します。空き家や自治会集会場の利用についても、有効に利用できるようできる限りの支援を検討します。

(市社協の役割)

市と連携し、住民の意見や希望を聴き、地域の状況を考えながら、拠点づくりに取り組みます。

年次計画				
27	28	29	30	31
検討	⇒	⇒	⇒	⇒

施策の方針5 地域の交流の場づくり

取り組み内容

(1) ふれあい・いきいきサロン、三世代交流事業、座談会などの実施

「ふれあい・いきいきサロン」は、近隣の高齢者等が閉じこもり防止や介護予防を目的に住民が主体となって企画し、自主的な運営を行うサロン活動です。高齢者等外出支援事業と連携し、生きがいや社会に参加する意欲が高まったり、ご近所での日常的な交流ができ、お互いに気を掛け合ったり、支え合い活動にもつながります。各地域でサロン活動に取り組みます。



地区の公民館まつりや地区社協などで実施される様々な交流事業を実施し地域の様々な世代のつながりをつくり、若い世代の参加、参画を得ます。

地域住民が参加して行う地域の現状や課題を話し合う座談会は、参加した住民の方が地域の課題等に気づき、課題を他人ごとでなく自分のことと考える機会にもなり、住民の交流の場ともなります。色々な世代が参加する座談会を実施します。

(住民の役割)

ふれあい・いきいきサロンが未実施の地域にサロンの開設を検討します。また、子どもとの交流などの取り組みを検討します。

交流事業や座談会などなるべく多くの地域住民が参加するよう努めます。

(市社協の役割)

サロンの開設や運営の支援、活動助成金の継続、サロン関係者研修会を実施します。

交流事業の広報、座談会の運営に協力します。

年次計画				
27	28	29	30	31
継続	⇒	⇒	⇒	⇒

地域福祉活動推進のネットワークの場づくり

—官民協働の重層的な地域福祉ネットワークの構築—

地域において、援護を必要とする方や児童等の困りごとが早期に発見され、必要なサービスに適切につながるためには、日常生活圏域における地域住民、民生委員・児童委員、ボランティアグループなどの連携による見守り活動と、このような活動では解決できない課題については、専門機関、行政や社会福祉協議会等が協働し、全市的、専門的に課題解決に取り組む官民協働の重層的なしくみづくりが必要です。

複雑化した生活、福祉課題に対応するために、地域住民が主体的に地域づくりに携わるとともに、団体、専門機関などが協働し、情報共有しながら、ネットワークで解決するしくみづくりに取り組みます。

施策の方針1 各圏域（単位自治会、小学校区、市全域、中讃圏域、県圏域）ごとに住民、専門職、当事者を含めたネットワークづくり

取り組み内容

（1）地区支え合い会議の開催

近隣、ふれあい・いきいきサロン、自治会などの小地域において、当事者参加を基盤として住民による見守り、地域の生活課題、福祉課題（ニーズ）の発見、課題解決や専門機関へのつなぎなどについて、当事者と住民、地区の関係団体、民生委員・児童委員、専門職が話し合う場として地域支え合い会議の開催を進めます。

（2）地区ネットワーク会議の開催

地区ごとに、地区住民、関係団体、NPO法人、福祉専門職、当事者が地域課題等についての協議、情報交換のためのネットワーク会議の開催に取り組みます。

（3）地域ケア会議の開催

個別課題に応じて、その支援等について、当事者、専門機関、行政（地域包括支援センター）、社会福祉協議会、福祉施設、事業所が協議を行っていきます。

（4）庁内連絡会議の開催

行政内部で個別課題、地域課題について、解決に向けた縦割りにならない施策立案、資源開発のための連絡調整を行っていきます。

（5）代表者会議の開催

市全域の住民組織、社会福祉法人、NPO法人、関係機関団体、当事者の代表者による課題解決に向け、総合的な資源開発、政策形成のための会議を開催していきます。

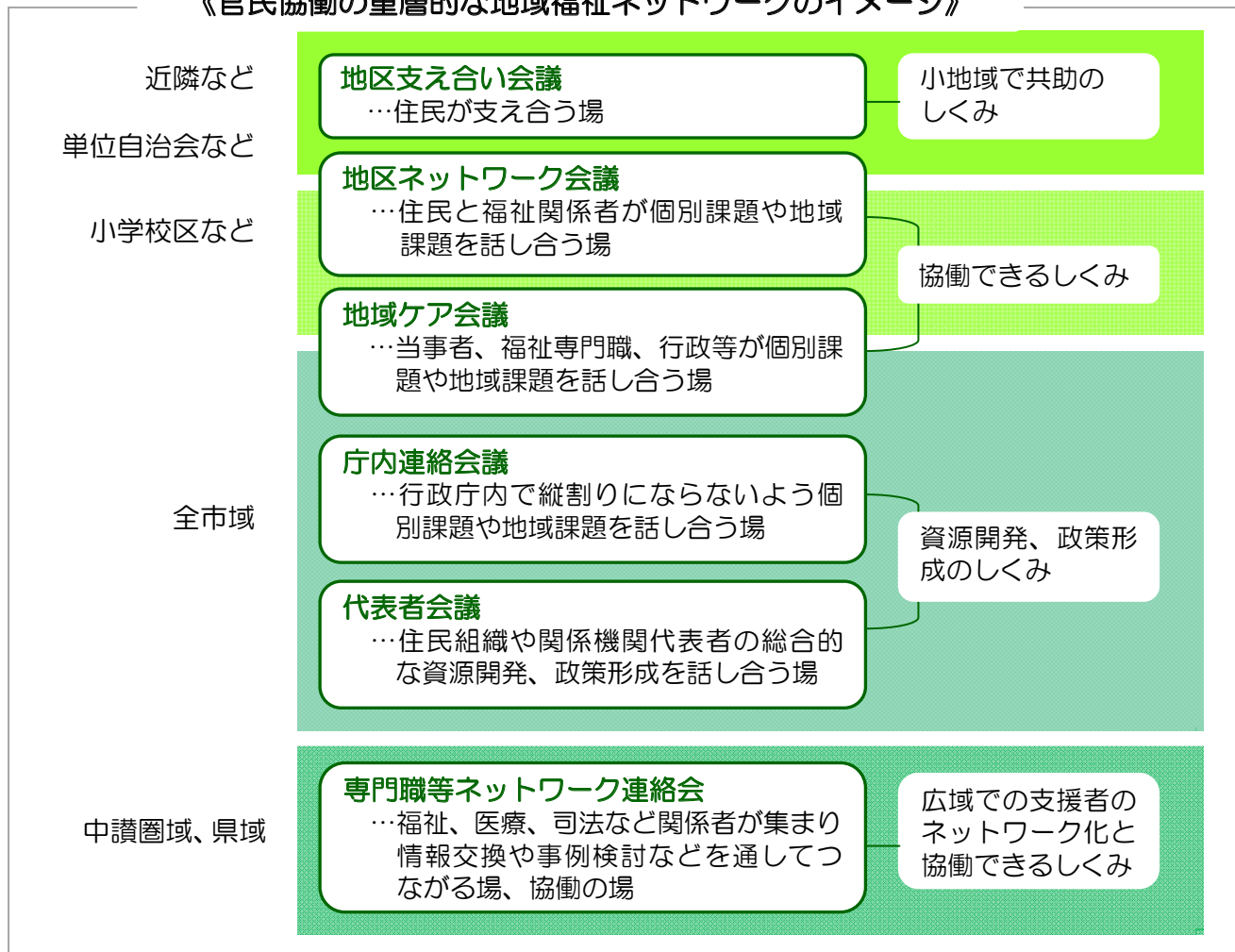
（6）専門職等ネットワーク連絡会の開催

個別課題や地域課題について柔軟で横断的な対応ができることを目指して司法、保健、福祉、医療などの専門職等関係者が分野を超えて、肩書きをはずして、関連領域の知識や情報の共有を図り、協議できるネットワークづくりを進めます。

（７）ネットワーク内での情報共有のしくみづくり

相互の情報共有について、個人情報保護にも配慮しつつ、ネットワーク内での住民、専門職、関係機関団体等の協議の場において、情報の共有のしくみづくりを進めます。

《官民協働の重層的な地域福祉ネットワークのイメージ》



（市の役割）

個別課題、地域課題の解決、また、生活困窮者自立支援事業の包括的な推進に向けた縦割りにならない施策立案、資源開発のためのネットワーク、情報共有手法の構築を進めます。

（市社協、地区社協の役割）

地域の会合の場を活用し、地域支え合い会議の地域住民の主体的な運営を行う仕組みづくり検討し、地区社協が運営主体となるよう必要な支援を行います。

また、地域の福祉活動の担い手や団体、行政とのネットワーク、情報共有の協議の場づくりを進めます。

年次計画				
27	28	29	30	31
検討	企画、実施	実施	継続⇒	⇒

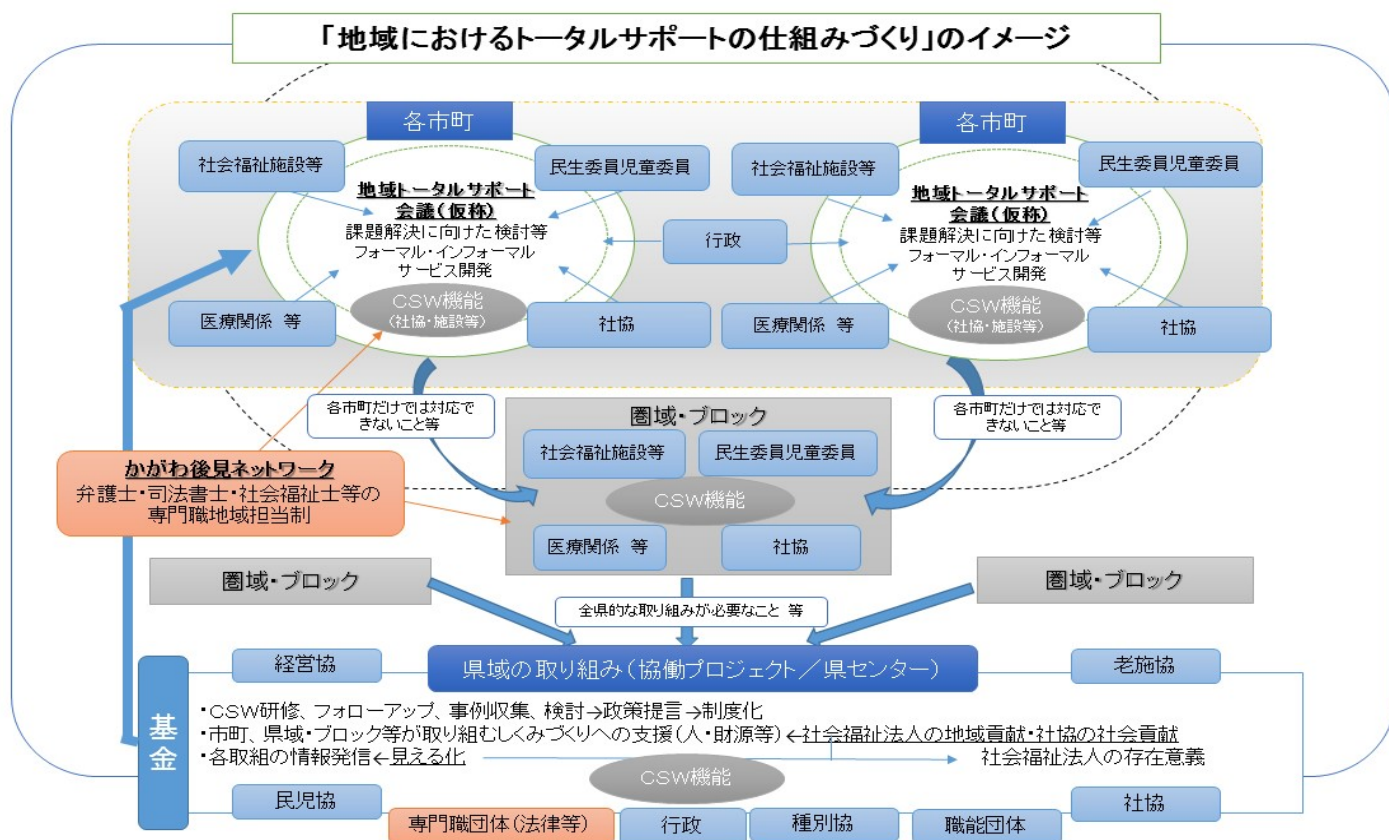
施策の方針2 関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進

取り組み内容

(1) 関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進

複合的な課題を抱えるケースが増加する中、今後、専門職や関係機関団体、社会福祉施設等の多職種が連携、協働し、生活のしづらさを抱える方やその世帯を地域でトータルに支える仕組みを検討します。

—香川県社会福祉協議会協働プロジェクトの概要—



(市の役割)

地域課題や施策情報の提供や圏域（県中讃圏域）の市町の連絡調整を行いネットワークの構築を促進します。

(市社協、関係団体、施設の役割)

地域のトータルサポート会議（仮称）の開催に向けた協議の場を設け、より多くの社会福祉関係者が参画し関わることのできる仕組み（協働の場、機能：プラットフォーム機能）を検討していきます。

年次計画				
27	28	29	30	31
検討、企画	実施	継続	見直し⇒	実施⇒

施策の方針3 地域福祉コーディネート機能を担う人材づくり

取り組み内容

(1) 地域福祉コーディネート機能を担う人材（コミュニティソーシャルワーカー）の育成、配置

制度の谷間にある課題、複合的課題を抱える住民への対応が増加すると考えられることから、高齢、障がい、児童、保健などの各分野別のワーカーの協働、新たな地域福祉資源の開発、地域におけるネットワークの構築をすることができる人材の育成、配置を進めます。

地域福祉のコーディネート機能

① 個別支援を行う各分野別のワーカー同士のつながり（チームアプローチ）

高齢分野のワーカー
障がい分野のワーカー
児童分野のワーカー
保健、医療分野のワーカー
その他個別支援を行うワーカー

② 住民、地域で活動する団体、専門機関等のネットワーク構築

民生委員・児童委員
NPO、ボランティア
社会福祉施設、事業者
地区社協、自治会
住民
生活協同組合等
当事者組織
民間事業者
社会的企業
教育機関
医療機関
その他地域で活動する様々な組織、人材

③ 新たな地域福祉資源の開発 → 特に、地域の多様な主体をつなぐ②、③機能を担うには、専門職の関わりが重要

(市の役割)

地域福祉コーディネーター（CSW）は、地域福祉のセーフティネットの構築や今後、取り組む生活支援サービス、生活困窮者自立支援制度の推進に重要な役割を果たすため、CSWの育成、配置に必要な支援を行っていきます。

(市社協、関係団体の役割)

地域住民からの様々な相談に応じ、生活課題や福祉課題の解決に向けて各分野別のワーカーの協働、新たな地域福祉資源の開発、地域におけるネットワークを構築するため、専門職としてのCSWを養成、配置を促進します。

年次計画				
27	28	29	30	31
実施	⇒	⇒	⇒	⇒

福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手（共感者、参加者）づくり

地域福祉を実践していくためには、地域における福祉教育の向上が不可欠です。福祉教育が目指すものは、年少者も高齢者も、障がいのある人もない人も、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されことなく、社会生活の中で、共に支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じ、誇りをもって、心豊かでしあわせな生活を送ることができるようにすることです。

福祉の分野と教育（学校教育、生涯学習）の分野の連携、協働や、フォーマル、インフォーマルの担い手がそれぞれの専門分野を尊重し、参加、協力、連携といった協働による取組を進めます。また、福祉系大学やボランティアグループ、当事者団体、NPO法人、地縁団体など地域の様々な関係機関、団体に協力を得ながら、若い世代や団塊の世代も含めより多くの方々が、地域や学校又は職場などで参加、参画しやすい場をつくり福祉教育を推進します。

施策の方針1 福祉教育の充実

取り組み内容

（1）福祉教育の推進

地域住民の主体的な地域福祉活動への参加を促すためには、地域の教育機関や団体などが連携して福祉教育を推進することで、福祉の心を醸成し、住民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、障がいのあるなしや、年齢等に関わらず、自らを含めた全員がかけがえのない社会の一員であるという意識を持つことが重要です。

地域には、福祉施設等で従事する福祉の専門的知識を持った関係者や福祉系の大学があり、さらには福祉活動を実践しているNPO法人など、福祉教育の実践者となりうる人がたくさんいます。

そのような人たちの協力を得ながら、地域住民への福祉教育の推進を図る取り組みを行います。

- ・「無関心」から「関心へ」
- ・共感、当事者性
- ・多様性を認める、排除しない
- ・「助け、助け合える」地域づくり
- ・地域、学校、職場での福祉教育
- ・障がいや認知症等の正しい理解
（障害者差別解消法等）

（市の役割）

- ・ 認知症や障がい者理解などの福祉のテーマを学校教育、まちづくりのなかに取り入れます。
- ・ 市民を対象とした障がい者理解のための各種講演会の開催に努めます。

（市社協、住民の役割）

- ・ 学校における福祉学習の支援及び啓発
小学校、中学校、高校など学校における福祉学習へ、福祉機器の貸し出しや講師派遣を行い、福祉学習への支援及び啓発を行います。
- ・ 地域、企業が実施する福祉学習への支援及び啓発
地域の各種団体、企業、NPOなどが行う福祉学習を目的とした職員研修などの企画の相談に応じ、福祉機器貸出しや講師派遣を行い、共に学びあえる福祉学習への支援及び啓発を行います。

年次計画				
27	28	29	30	31
企画	実施	継続	⇒	⇒

施策の方針2 ボランティア、福祉活動担い手の育成や活動支援

取り組み内容

(1) 地域福祉の中心的担い手の育成

地域福祉活動を充実させ、活動において中心的な役割を担う人材育成も大変重要であり、効果があるものと思われます。

そこで、地域の福祉活動で中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。

また、地域における福祉活動を円滑に進めるためには、市民同士や市民と福祉関係機関とのネットワークづくり、地域の福祉課題を解決するための専門スタッフの派遣など、支援を進めます。こうした地域福祉活動の支援や調整を行うのが「コミュニティソーシャルワーカー」です。コミュニティソーシャルワーカーは、市民からの相談に対して、専門家や福祉サービス提供者、ボランティアグループ等との連携を図り、団体や関係機関をつないだり、地域福祉活動に関わるものによるネットワーク形成をはかるなど、地域における福祉活動を支援、促進する役目を担っていくコミュニティソーシャルワーカーの育成、配置をしていきます。

(市の役割)

- ・地域福祉活動で中心的な役割を担うリーダーやキーパーソン、コミュニティソーシャルワーカーを育成するため、専門的な研修を企画、実施し、その人材を配置していきます。
- ・各種団体の充実強化を支援します。

(市社協、住民の役割)

- ・地域福祉活動で中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため専門的な研修の企画、実施をします。

年次計画				
27	28	29	30	31
企画	実施	継続	⇒	⇒

（２）ボランティア活動の啓発と支援

地域でのさまざまな福祉課題に対応するためには、公的な福祉サービスだけではなく、ボランティア活動や市民公益活動などが大きな力となるため、それらの活動をはじめとする多様な市民活動が活発にかつ継続的に行われていくことが必要です。

現在、社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センター『ボラン家』では、ボランティアや市民活動の拠点、情報や交流が生まれる拠点として、ボランティアグループの情報揭示や活動の相談支援、ボランティア活動についての啓発や情報提供など行っています。

また、ボランティアグループやNPO法人等と地域の情報を共有し、それぞれの活動を知ることを通して交流、連携のため、ボランティア情報交換会を2か月に1回程度実施し、各グループ同士が協働、参加参画しあえる関係づくりのため実施しています。

今後は啓発、周知活動を充実させ、ボランティアグループやNPO法人などの市民活動団体同士の情報共有、連携のための支援を検討していきます。

また健康づくり活動や生涯学習活動、スポーツなどの趣味の活動など、さまざまな分野で活動しているグループとの交流や連携を図ることで、多くの人が、ボランティア活動に興味を持ち、気軽に楽しんで参加できるような仕組みづくりが必要です。

（市の役割）

健康づくり活動や生涯学習活動、スポーツなどの趣味活動など、さまざまな分野で活動しているグループが交流、連携ができるよう、情報を把握し市民に対して、情報が広く知られるような仕組みを検討します。

（市社協、住民の役割）

ボランティアグループやNPO法人の相談に応じ、必要な協力や支援を行うことにより、ボランティア・市民活動センター「ボラン家」を拠点に、ボランティアグループの活動、市民活動団体や個人の生きがいの発表の場として、『ミニ作品展』を実施します。また広く住民の方が利用いただけるよう話し合いの場などとしても無料開放し、少人数からでも気軽に話ができ、活動がつながっていくよう支援します。

また活動の支援として、ボランティア保険や活動財源の確保について各種助成金の情報等についても、相談支援をします。

年次計画				
27	28	29	30	31
企画	実施	継続	⇒	⇒

施策の方針 3 地域貢献活動の促進

取り組み内容

(1) 若い世代が活動できる場づくり

現在、地域の福祉活動を担う人材、特に若い世代の人材不足が懸念されています。理由としては、地域の組織や活動に関わることが苦手な人や煩わしいと思う人又は仕事が忙しいなどの様々な理由で参加できない人がいることなどがあげられます。多くの人が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるきっかけを作り、活動できる人を増やしていく取り組みが必要です。

(市の役割)

地域で行われている様々な活動の情報提供や、気軽に参加できる地域活動の場づくりを検討します。また、学生と地域住民の交流の機会、協働の場づくりを検討します。

(市社協、住民の役割)

- ・生きがい広場の運営

各種、特技を生かした講座の開催ができる場をつくり、地域住民とともに運営します。また、人材の発掘や特技を生かせるよう、講座の相談、企画、運営支援を行います。

- ・誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるきっかけづくりができるよう、ボランティアにおいて情報を発信、受信しやすいしくみづくりなどを検討します。

年次計画				
27	28	29	30	31
企画	実施	継続	⇒	⇒

(2) 団塊の世代の活動促進

第1次ベビーブーム期（1947～1949年）に生まれた、いわゆる「団塊の世代」は、これまでの経験を活かし、今後の超高齢社会を先導する役割と、地域福祉を支えるマンパワーとして、社会貢献活動の分野における活躍が期待されています。ここでは、団塊世代に焦点を絞り、これまで培ってきた知識や経験、ネットワークを活かし、社会貢献活動や地域福祉活動に積極的に参加することのできる取り組み、また新たな生きがいの発見になるような取組を検討します。

さらに、ボランティア活動や社会参加活動に参加することは、本人の健康づくりや生きがいづくり、介護予防にも役立つものと考えられます。

(市の役割)

- ・地域活動や地域福祉活動の人材養成

少子高齢社会において、シニアがいかに充実して主体的な生活を維持できるかが、社会的な問題となっており、増大する介護保険料の軽減や介護予防という観点からも重要となっています。

また、住民が参加型福祉社会の担い手として期待されており、地域活動（自治会など地域関係団体の活動の担い手、住民参加型の福祉活動推進）等の人材を養成します。地域提案型事業が、各地区で幅広く展開できるよう人材養成研修や、企画、プログラムデザイン、地域のお金の使い方など研修します。

- ・地区公民館を中心とした団塊の世代の活動支援

地区公民館では、様々な元気な高齢者が集まって、趣味や健康づくりなど、様々な活動を行っています。そのようなグループ活動と、一人一人をマッチングできるよう、情報提供のあり方について検討します。

(市社協、住民の役割)

- ・団塊世代や退職者の社会貢献活動の支援

地域で積極的に活動している人や団体の紹介、地域にある社会貢献活動の場、福祉活動、さらに趣味やサークル活動などを紹介する掲示板を活用し、情報提供に努めます。

また、団塊の世代の人たちが地域で活躍する場として、自治会等の役員を担うことなど、地区社協活動に積極的な声かけをおこなうなど、活躍を呼びかけます。

年次計画				
27	28	29	30	31
企画	実施	継続	⇒	⇒

（３）NPO 法人、当事者組織の活動支援

地域でのさまざまな福祉課題に対応するためには、当事者組織やNPO 法人の活動などが大きな力となるため、多様な組織化、グループ化等によって当事者性の尊重や共感を得られるような活動が活発にかつ継続的に行われていく必要があります。

当事者等が抱えている生活のしづらさや生きづらさも、相談先につながらず一人で悩んでいることが多く、必要な支援やサービスに辿り着くのは容易ではありません。本人や家族だけでなく、さまざまな相談支援窓口や社協、保健所、地域包括支援センター、子育て支援を推進するNPO 法人や発達障がいや障がいのある子どもを育てる保護者を支援するNPO 法人、民生委員などの支援を得て、当事者同士の交流や周囲の理解を広げていくことが必要となります。

また、高齢化が進み、介護を必要とする人の数が増える中、介護に迫られる人のサポートも求められています。こうしたケアラー（家族の介護や看護などをする人）の支援について、孤立せずに地域で支える取り組みを検討していきます。

（市の役割）

さまざまな相談支援窓口や社協、保健所、NPO 法人、民生委員などの支援を得て、当事者同士の交流や周囲の理解を広げていくことができるよう、話し合いの場づくりを検討します。

（市社協、住民の役割）

既存の当事者組織の活動を推進し、後方支援を行います。

年次計画				
27	28	29	30	31
企画	実施	継続	⇒	⇒

（４）地域福祉財源である共同募金の推進

ネットワークを生かし、地域住民が主体的に地域の課題を発見し、課題解決に取り組めるよう、地域の多様な社会資源がつながり地域福祉活動が展開できる、話し合いの場（協議・合意形成）や人材づくり、活動財源づくりが必要です。そのため、地域福祉の財源として共同募金がより地域に貢献できるしくみとなるよう、香川県共同募金会と協働し、募金活動の推進、新たな活動組織の充実強化に取り組めます。

（市の役割）

赤い羽根共同募金について、より一層の理解を深め、活動を支援します。

（市社協、住民の役割）

善通寺市共同募金委員会の組織の充実強化として、各地区共同募金委員会において、共同募金を『地域福祉の活性化ツール』として位置づけ、募金活動の推進、寄附者への情報提供、寄附者と助成団体等がつながるきっかけの場を作ります。

地域福祉課題 → 解決検討 → 共同募金 → 地域福祉活動の実施

年次計画				
27	28	29	30	31
企画	実施	継続	⇒	⇒

地域福祉を支える基盤整備 (制度の狭間、複合的な課題への対応)

近年、生活や福祉課題の多様化、複雑化のために当事者の力や地域住民の支え合いだけでは解決できないケースや、個人情報の問題や社会的に孤立しているために困りごとを抱える世帯が表面化せず、その状況が深刻化していくケースがあります。

権利が守られ福祉サービスが安全、安心に利用されるように取り組むとともに、住民からの相談がどこからでもつながり、地域全体での支援体制づくりを推進します。

また、近年多発する災害に備えて、災害時要援護者の避難支援体制づくりに取り組みます。

さらに、一人ひとりの権利を守り、生活に困窮している人たちへの支援など、その課題を私たちの地域社会の問題ととらえ、漏れのない支援を行うための仕組みづくりを目指します。

施策の方針1 福祉サービスの利用のしやすさと福祉サービスの質の向上

取り組み内容

(1) 福祉サービスの情報提供の工夫と福祉サービスの質の向上

福祉に関する情報は多岐にわたっており、内容も複雑です。福祉サービスが必要とする方に必要な情報が届くような情報提供の工夫や体制づくりを行い情報を一元的に提供できる仕組みや公的制度を分かりやすく周知していく方法を検討し、実施します。そして、福祉サービスを利用する方が信頼して、サービスを選択したり次のステップに進んだりできるように相談窓口の充実強化や相談機能のネットワークづくりに努めます。

また、地域住民が安全、安心な福祉サービスを利用するために、福祉事業者等がサービスの質の向上に努めます。

(住民の役割)

民生委員・児童委員など福祉活動の担い手は相談者に福祉の制度や福祉サービスの情報提供を行います。

(市、社協の役割)

福祉の制度やサービスをわかりやすく説明するパンフレット等の作成や広報、ホームページでの周知、新しいツールでの情報発信も検討します。

地域の福祉活動者への周知などを行います。

また、サービス利用について相談機能のネットワークづくりに努めます。

年次計画				
27	28	29	30	31
実施	継続	⇒	⇒	⇒

施策の方針2 総合相談、生活支援の体制づくり

取り組み内容

(1) 身近な相談支援体制の整備

地域住民の困りごとが深刻化しないためにも、なるべく早い段階で相談でき解決できる仕組みづくりが必要とされています。

善通寺市では、高齢者や障がい者、子どもなどそれぞれ対象者ごとの相談窓口が設置されているほか、行政相談、人権相談など相談内容ごとの相談事業も実施されています。また、市社会福祉協議会が実施する一般相談、法務登記相談、法律相談などの総合相談事業もあり、広域的に相談事業を行う機関にも相談できるように紹介しています。

それから地域においては、民生委員・児童委員が住民の相談窓口として大切な役割を担っています。

相談窓口が住民の身近にあり相談しやすい環境を整え、困りごとが解決できるようにどこの相談窓口からも支援につながる相談機関の相互連携など体制づくりに努めます。

(住民の役割)

民生委員・児童委員や見守り活動推進員、ふれあい・いきいきサロンの関係者などは、できる範囲で住民の方からの日常生活の中での不安や気がかりなことの相談を聴くように努め、必要に応じ関係機関につながります。

(市、市社協の役割)

各種の相談事業の充実、強化を図ります。

民生委員・児童委員等による相談支援活動を支援します。

相談機関の相互連携を図ります。

年次計画				
27	28	29	30	31
実施	継続	⇒	⇒	⇒

(2) 民生委員・児童委員活動の支援

援護を必要とする人の増加や生活、福祉課題が多様化、複雑化、専門的になる中で、民生委員・児童委員の役割はますます重要になり、その業務は負担を増しています。

民生委員・児童委員の活動理解に向けた啓発や民生委員・児童委員の活動を補佐する仕組みづくりなど、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、民生委員・児童委員の活動を支援します。

(住民の役割)

民生委員・児童委員活動の理解に努め、活動に協力します。

民生委員児童委員協議会は活動強化のための研修会に参加したり、研修会を企画し実施します。

(市の役割)

民生委員・児童委員活動の支援を行います。

（市社協の役割）

民生委員・児童委員の研修や活動理解に向けた PR を支援します。
定例会等に出席し、民生委員児童委員協議会の運営に協力します。
民生委員・児童委員の相談支援活動に協力します。

年次計画				
27	28	29	30	31
実施	継続	⇒	⇒	⇒

施策の方針3 地域包括ケア体制の充実

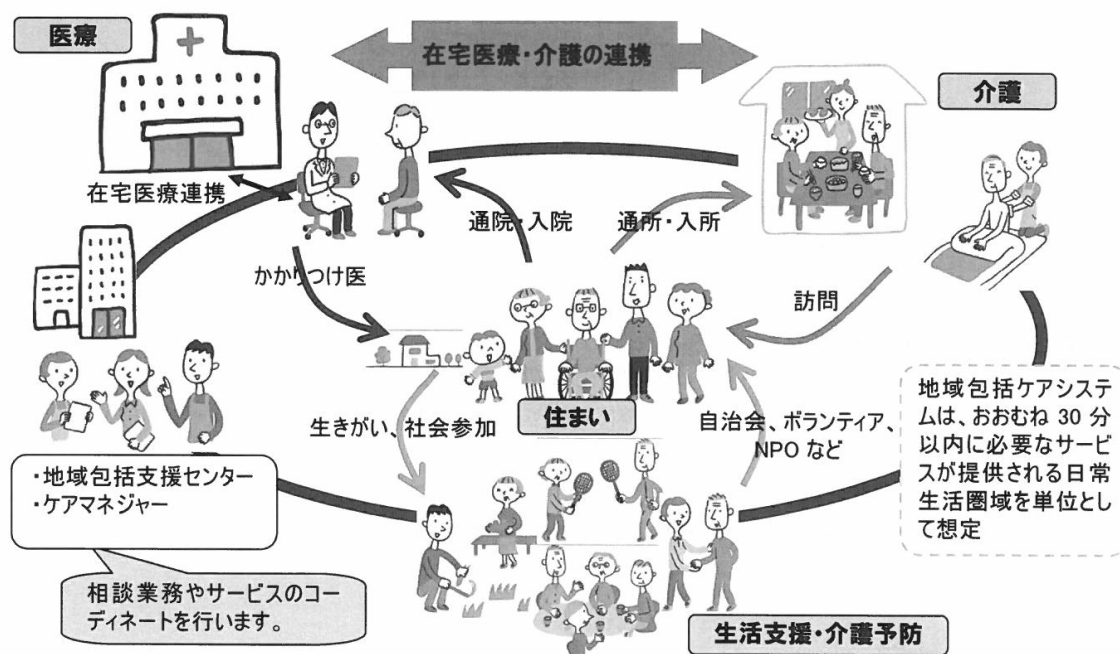
取り組み内容

(1) 地域包括ケア体制の充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加する中、住みなれた自宅や地域で暮らし続けていくためには、多様な主体と市が協働しながら地域全体で支え合う「互助」の体制をつくっていくことが重要です。

善通寺市では、地域の資源を最大限に活用した地域包括ケア体制の充実に図ります。

■地域包括ケアシステムのイメージ



「第6次善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」抜粋

(市の役割)

実施主体として関係機関、地域住民と連携しその体制づくりの充実に努めます。

(市社協、住民の役割)

行政や関係機関と連携し、その体制づくりに協力します。

年次計画				
27	28	29	30	31
継続	⇒	⇒	⇒	⇒

施策の方針4 生活困窮者の自立支援

取り組み内容

(1) 生活困窮者の自立支援

① 意義

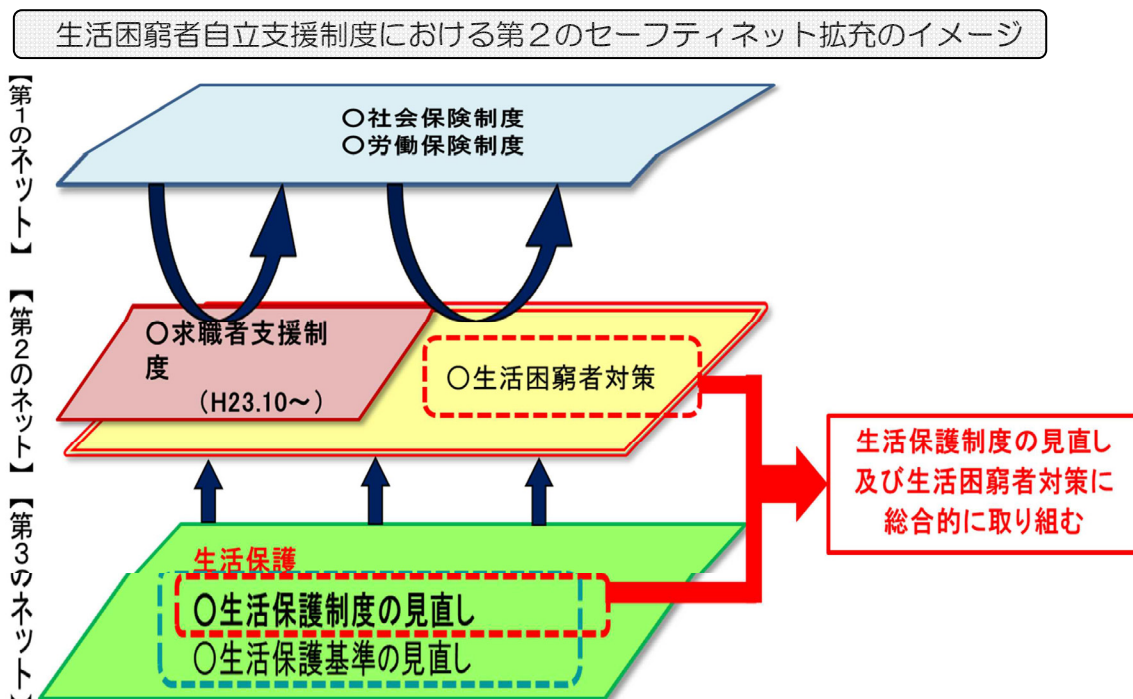
—重層的なセーフティネットの構築—

平成27年4月から全国（福祉事務所を設置する自治体）で施行されます生活困窮者自立支援法は、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するものです。

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用していくことで生活困窮者の方々が一人でも多く、早期の生活自立につながる効果が生まれるものと期待されています。

生活困窮者自立支援法は、一般的に社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティネットは第1のセーフティネット、生活保護は第3のセーフティネット、その間の仕組みは第2のセーフティネットと呼ばれており、この中でも第2のセーフティネットを手厚くし、生活保護制度の改革と合わせて重層的なセーフティネット構築を目指す施策です。

生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化、深刻化する前に自立の促進を図ることが期待されています。



② 生活困窮者自立支援制度の取り組み

ア. 制度の対象者

制度の対象者となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされています。失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、障害が疑われる者、矯正施設出所者など様々な人たちが考えられ、こうした複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれてきた人たちへの対応が重要となっています。

事業の運営に当たっては、できる限り対象を広く捉え、排除のない対応をしていきます。

イ. 「包括的、個別的な支援」「早期的、継続的な支援」「分権的、創造的な支援」

包括的、個別的な支援

生活困窮者は、心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係の問題など複合的で多様な課題を抱えています。こうした生活困窮者に対応するためさまざまな支援メニューを用意することが必要です。総合的な取組が必要になります。

早期的、継続的な支援

生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど自らSOSを発することができません。しかし、支援が遅れるほど状況は複雑化し、解決が難しくなります。

そこで、この制度では、「待ちの姿勢」ではなく、必要があれば積極的なアウトリーチ（出向いていく支援）も行って、生活困窮者の早期把握、早期発見に努めます。

分権的、創造的な支援

この制度では、相談窓口という「入り口」の整備だけでなく、働く場や参加する場といった「出口」を創っていくことが鍵となります。これは、委託した一法人だけで行うことは難しく、地域で官民協働により行っていきます。

こうした支援を実現するためには、地域のさまざまな社会資源に働きかけることが必要になります。発見や支援のネットワークを構築し、社会資源が不足すれば創造していくという、新しい形の「地域づくり」がこの制度の目標の一つです。

ウ. 実施体制の整備

庁内関係部署との横断的な支援調整をする場を設けるとともに、自立相談支援機関、ハローワーク、関係機関団体とのネットワークを構築し包括的支援を行う体制の整備をしていきます。

また、事業実施にあたり専門的人材の育成、配置に努め、地域課題を解決するための様々な支援の担い手の参加を促進する体制を整備していきます。

(住民の役割)

地域で生活のしづらさを抱えている方の情報提供を行い、必要な相談機関やサービスにつながるよう支援に努めます。

(市の役割)

実施主体として、庁内の横断的体制と善通寺市内外の関係機関と連携し制度の適切かつ円滑な運営を推進します。

(市社協の役割)

関係機関とのネットワークづくりと既存の日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業等の社会資源との連携や開発などに取り組み、適切な事業運営の支援をしていきます。

年次計画				
27	28	29	30	31
実施	⇒	改善強化⇒	⇒	⇒

自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
- ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

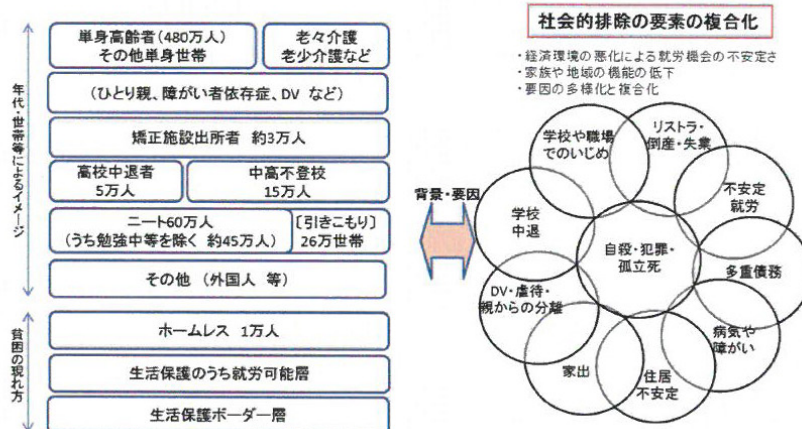
生活困難者自立支援制度の概要

事業名	概要
自立相談支援事業	- 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげます。 - 関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。 - 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。
住居確保給付金	離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって所得等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給します。
就労準備支援事業	- 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。 - 最長で1年間の有期の支援を想定しています。 - 生活習慣形成のための指導、訓練（生活自立段階）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立段階）の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定しています。
就労訓練事業 （いわゆる「中間的就労」）	- 社会福祉法人、NPO法人、民間企業等の自主事業として実施。利用者の状況に応じた作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。 - 対象者は、就労準備支援事業を利用しても一般就労への移行ができない者等を想定しています。 - 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとします。 - 都道府県等の認定により、法に基づく事業として位置づけられ、立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討
一時生活支援事業	- 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間（3か月を想定）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。 - 本事業を利用中に、できるだけ一般就労に結びつくよう適切に支援を行います。
家計相談支援事業	- 債務問題等の家計に関する課題を抱える生活困窮者に対して、以下の支援を実施。 ①家計収支等に関する課題の評価、分析と相談者の状況に応じた支援計画の作成 ②生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援（公的制度の利用支援、家計表の作成等） ③法テラス等の関係機関へのつなぎ ④必要に応じて貸付のあっせん等を実施
子どもの学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業	- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟かつ多様な取組を支援 - 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援や育成支援など生活困窮者の自立の促進のために必要な事業を実施

コラム 「生活困窮者」の理解

○下の図は、生活困窮者のイメージを参考までに示したもので、図の左側は、対象者の特性を示したものであり、右側は生活困窮に陥る背景・要因を記したものです。なお、これは、対象者像を掴むための例示であり、わかりやすく単純化していることに留意が必要です。

生活困窮の要因の複合化イメージ



資料：生活困窮者支援体系に資する調査・研究事業報告書（生活困窮自立促進（社会参加）プロセス構築モデル事業統括委員会（平成 25 年 3 月、事務局：HIT 一般社団法人北海道総合研究調査会））より一部改変

（引用資料：社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会「中間まとめ」参考資料、第 2 回総合相談・支援プロセス WT（平成 24 年 8 月 9 日、事務局：みずほ情報総研株式会社）岩田委員提出資料）

<特性による主な対象者像の理解>

「生活保護ボーダー層」：

本制度が経済困窮に陥っている人を対象としていることを踏まえると、福祉事務所に生活保護の相談に来訪したものの、要件に合致しない等によって申請に至らなかった人を対象者としてとらえることができます。中でも稼働年齢層については、本制度による支援の効果が期待されます。しかし、窓口に来た人のみを対象にすることではなく、例えば、住民税や公共料金の滞納者の中に困窮者が存在することもあり、自治体においては、そうした人を把握し、適切な支援につなぐことが期待されます。

「ホームレス」：

経済的困窮のみならず社会との関係を喪失している人として「ホームレス」が代表的な層として想定され、自立するための意欲への働きかけや居住支援等も含め、時間をかけて対応することが必要です。また、これまでのホームレス支援法の対象は路上生活者ですが、本制度はいわゆるネットカフェ難民などを含め、より早期に対応していくという考え方に立っています。一方、「生活保護のうち就労可能層」は、本制度と一体的に、生活保護制度の枠組みにおいて支援することが期待されます。

「障害の疑いがある人」：

障害者手帳を所有していないが、発達障害等の疑いがある人に対応していきます。これまで手帳を有していない人の中には適切な支援を受けていなかった人も多くいますが、今後、対応を強化することが可能となります。逆に手帳を有している人の場合には、一義的には障害者施策で対応します。

「その他（例：要介護の親の介護等のため無職になっている稼働年齢層）」：

都市部にも地方にも共通している生活困窮者像に、要介護の親の介護のため無職になっている稼働年齢層（特に男性）の存在が目立ちます。無職期間が長くなればなるほど、就労することが困難になり、自立までの時間が要し、また、家族以外との繋がりが希薄な場合、社会的な孤立状態に陥りやすいため、地域包括支援センター等と連携を取りつつ、早い段階でのアプローチが求められます。

「ニート」「引きこもり」「高校中退者」「中高不登校」「就労未決定者」：

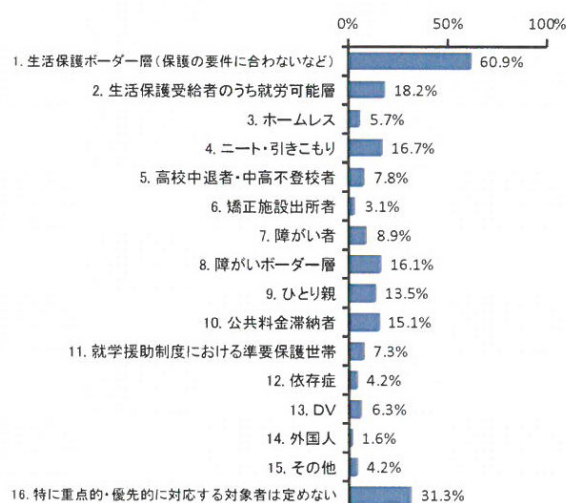
将来、より複雑な形で課題が表出する前に、適切に支援すべき必要性が高い層です。地域若者サポートステーションや、ひきこもりセンター等の若年層に対する支援の仕組みも整備されつつあり、本制度においては、これらの支援機関と連携し、役割分担しながら全体として支援を強化していくことが必要です。

<様々な背景・要因による理解>

- ・生活困窮者の状況を理解し、支援するためには、その背景や要因をとらえることが不可欠です。
- ・その背景・要因は、大きくは「生まれつき持っている本人の障がいや疾病」「幼少期における家庭環境」「学校の環境等における課題」「就労の場における環境」に整理することができます。こうした背景は、必ずしも表出されず、本人の生活歴に秘められていることがあります。
- ・これらの背景・要因が重複し、課題が長期にわたることで、最悪の場合、自殺や犯罪、孤立死を招くことがあることに留意しなければなりません。
- ・こうした背景・要因を読み解くためには、相談支援員によるアセスメントが重要となります。

自治体アンケート結果（H26.6）

◆「地域の特性から特に支援対象として考えている対象者像」（n=192）



施策の方針5 権利擁護の推進

取り組み内容

(1) 権利擁護の推進

福祉サービスの利用については、サービス提供者と利用者による「契約」に基づくものになり、利用者が自らの判断で自分に合ったサービスを選択できるようになりました。

しかし同時に、判断能力の十分でない認知症高齢者、重度の知的障がい者精神障がい者等にとっては、適切な福祉サービスを選択し、利用することがむずかしいことから、こうした方たちも安心してサービスの提供を受けられるような方策が必要となっています。

また、認知症などによって、判断能力の十分でない高齢者や心身機能が低下している高齢者や児童等に対しての虐待、また詐欺行為が社会問題になっています。

そのため、相談窓口や関係機関のネットワークによる高齢者虐待防止への取り組み、金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業や後見制度の利用促進など、権利擁護に関する施策を推進します。また、地域福祉活動の支援や調整を実施する地域福祉コーディネーターとの連携を図ります。

(市の役割)

権利擁護事業に必要な相談支援や啓発活動、また虐待防止への取り組みを進めていきます。

成年後見についての相談、申し立てための情報提供等、成年後見制度に関する相談支援や啓発活動、広域での市民後見人の養成と活動支援などを行えるセンター機能について検討します。

(市社協、住民の役割)

権利擁護を必要とする認知症高齢者などの増加に伴い事業ニーズが高まる中、市や関係機関、NPO 法人後見ネットかがわや法テラス等との連携強化を図り、気軽に相談できる体制や、日常生活自立支援事業や法人後見事業を実施します。

住民の皆さんに対し、成年後見制度の活用など、権利擁護に関する制度についての理解促進に努めます。

年次計画				
27	28	29	30	31
企画	実施	継続	⇒	⇒

施策の方針6 地域支え合い活動拠点整備事業の推進

取り組み内容

(1) 地域支え合い活動拠点整備事業の推進

制度の狭間や制度外の福祉課題、社会的孤立の防止などに対応するため、誰でも気軽に集うことのできる、また相談することができる場づくりを企画し推進します。事業を推進する中で地域において共に支え合う関係づくりを構築します。

(仮称) 地域支え合いセンター整備事業構想計画 -新たな自立支援のかたちを求めて-

I 通所型サービスA(ミニデイサービス)

(仮称) 普通寺市総合事業(新地域支援事業)

- (1) メニュー：送迎、食事、介護予防レクリエーション等提供
- (2) 対象者：要支援 1.2 及びチェックリスト該当者
- (3) 従事者：専従職員、ボランティア

II 生きがいひろば事業

(1) 生きがいひろばの運営

- ①内容：各種、特技を活かした講座の開催
- ②講師：高齢者等地域住民
- ③参加対象者：地域住民、通所型サービスA利用者等

(2) ワンデイキッチン(コミュニティかふえ)の運営

- ①運営：高齢者グループ、子育てサークル、地域住民等
- ②提供対象者：通所型サービスA利用者、地域住民等

(3) 見守り活動ネットワーク事業拠点

- ①内容：安否確認、見守り、声掛け及びネットワーク構築等に係る市全体における意見交換等の拠点
- ②主体：見守り活動推進員(高齢者等地域住民)

(4) 総合相談事業

- ①内容：しづらさの相談、介護相談、権利擁護等
- ②主体：コーディネーター、地域住民(民生委員等)

(5) ボランティア養成、コーディネート活動拠点

- ①内容：拠点の環境整備等。センター内通貨活用。
- ②主体：高齢者等ボランティア、コーディネーター

(6) 放課後クラブの運営

- ①内容：小中学生への学び、躰の支援
- ②対象者：学習のしづらさを抱える子ども
- ③指導者：学習支援ボランティア(学生、教員OB等)

(7) フードバンク事業

- ①内容：香川フードバンク事業や市内の企業、コンビニ等との連携による食の支援
- ②対象者：生活困窮者(その日に食べる物のない高齢者等地域住民)

(8) 就労支援の場づくり、中間的就労支援

- ①内容：ボランティアを通じての就労支援
- ②対象者：引きこもりや社会的孤立を抱える方等就労することが困難な方

連動、連携した多種多様な
切れ目のないサービスの
選択及び提供。

対象者 高齢者等全ての地域住民

コーディネーターの配置

①多種多様な取組を高齢者等地域住民が主体的に選択し、参加参加できるよう、企画、連絡、調整していく。
②複雑多様化する地域ニーズについても住民主体の多様なサービスを有した拠点の機能を最大限活かした支援を市全体で検討、構築していく。

地域住民(高齢者等)のマンパワーを活かした拠点運営
地域で高齢者を含む地域住民がお互いに支え合えるしくみづくりの構築、推進

（市の役割）

基盤整備のための建設費等、県補助金の手続きなどを行います。

（市社協の役割）

地域住民や関係機関と連携を図りながら、事業の拠点整備、事業の企画運営を推進します。

年次計画				
27	28	29	30	31
企画、整備	実施	継続	⇒	⇒

施策の方針7 災害時要援護者の支援体制の整備

取り組み内容

(1) 災害時要援護者の支援体制の整備

- ① 要援護者の避難支援と居宅要援護者把握・災害時等要援護者登録事業の推進

日頃から、要援護者本人やその家族が隣近所の方々と交流を持ち、地域が連携して、災害時にも見守りや声かけを行いながら要援護者が安全で確実に避難支援が行えるよう体制づくりを進めます。

また、現在、民生委員・児童委員の協力をいただき市と市社会福祉協議会が協働で推進する「居宅要援護者把握・災害時等要援護者登録事業」を継続して推進します。

- ② 災害時の避難所での福祉的な配慮

災害発生時には避難所の確保や運営が課題となります。

地域住民や行政、福祉施設等が連携、協力し、速やかに安全に避難できるように、日頃から避難所等の情報共有や、避難所の運営等について検討するよう努めます。また、避難所では生活できない障がいや病気を持つ方のための福祉避難所の体制づくりや通常の身近な避難所での福祉相談員の配置など最善の配慮をもって運営できるよう避難所の体制づくりに努めます。

(住民の役割)

日頃から防災訓練や災害に備えた研修を行い要援護者の見守り活動を進め、災害時にも速やかに安否確認、声かけができるようにつなぎづくりを推進します。自治会や自主防災会、民生委員・児童委員が支え合いマップづくりなどを通して要援護者の避難支援について検討するよう努めます。

(市、市社協の役割)

地域住民や行政、関係機関と協力し、防災、減災のための意識啓発や研修等を実施します。

年次計画				
27	28	29	30	31
実施	継続	⇒	⇒	⇒

施策の方針8 多業種多職種のネットワーク化

取り組み内容

(1) 善通寺 高齢者と障がい（児）者等が行方不明になったときのためのSOSネットワークの推進

地域で生活するということは、医療や介護や福祉分野に限らず、生活をするための多くの業種、多くの職種と係りながら暮らすということに他なりません。これまでのような限られた専門職種でのネットワークでは制度的にも非制度でも自ずと限界があります。こと認知症や障がいを起因とする徘徊などは、巻き込む範囲も大きく係る人も多種に及びます。

また、善通寺市内においては、ここ数年、徘徊等の結果、死亡して発見されている事例も複数あり、平成26年1月から多業種多職種の参加による標記ネットワークを構築し、行方不明になったときの発見と保護に努めています。今後は、模擬訓練などを通じて認知症や障がいへの一層の理解を促進し、自由に徘徊できるまちに近づいていけるよう努めたいと考えています。

<システムの概要>

ア 事前登録

行方不明になるおそれのある人の事前登録を進め、より発見されやすいようにしています。

イ 協力事業所、団体、個人等

徘徊をする人等が発見されやすいように、新聞販売店、郵便局、タクシー事業所なども含め多くの事業所、団体、個人の皆様にご協力をいただいています。

ウ 流れ

(ア) 発見と保護の依頼

- 市社会福祉協議会の窓口開設時間は市社会福祉協議会へ電話。
- 上記以外は、グループホームクレパス・小規模多機能ホームくればすへ電話。

(イ) 協力事業所、団体、個人等へメール又はFAXで発見と保護の依頼

(ウ) 発見と保護

- 依頼先へ発見したことを連絡。
- 保護は、原則、警察署で。難しい場合、必要に応じてグループホームクレパスで行う。

エ 模擬訓練

(ア) 市内全域を対象に、アドバイザーを招いて、年1回発見と保護の模擬訓練を開催しています。

(イ) ふりかえりの会：模擬訓練の後、ふりかえりの会を開催しています。

(市社協、住民の役割)

社協：ネットワークの事務局

住民：ネットワークの構成員としての参加、当事者としての参加

年次計画				
27	28	29	30	31
継続	⇒	⇒	⇒	⇒

(2) (仮称) 悪質商法被害防止のための善通寺 高齢者、障がい者等見守りネットワークの実施

認知症などを起因とする判断能力の低下は、生活形態の変化と相まって大きな問題を生みつつあります。

判断能力が低下した人の増加とそういった状態にあるにも関わらずひとり暮らしをしている、あるいはせざるを得ない人が増加しているということです。

悪質業者は、そういった人を独自のネットワークから狙い撃ちしている傾向があり、ひとりの被害者が複数の被害にあっている現実も散見されます。しかしながら、まだまだ横のネットワークは弱く、今後は一層の連携を進めるとともに、今まさに発生しようとしている被害を食い止めるべく長期にわたる見守りと併せ、一時的短期的な重層的支援を多業種多職種によって行うべく、ネットワークを構築していきます。

＜システムの概要＞

ア 関係団体連絡会と情報共有の連絡会

善通寺市における悪質商法に関する機関、団体を参集し、連絡会を定期に開催するとともに、情報共有のネットワークを構築していきます。

(参集予定) 警察署、市地域包括支援センター

市商工観光課、市民生委員児童委員協議会

市老人クラブ連合会、在宅介護者の会等

イ 当事者の組織化

悪質商法の被害者本人及びその家族等に呼びかけ、善通寺 悪質商法被害者本人と家族の会を結成していきたいと考えています。

結成後は、連絡会に参加していきます。結成が難しい場合でも当事者として連絡会に参加するよう働きかけます。

ウ 情報共有のシステムづくり

アの情報共有のネットワークが構築された後に、連絡会参加者の内、発見者が情報発信者となり、情報を発信し、全ての連絡会参加者が情報共有できるようなシステムとしていきます。

エ 悪質商法の情報提供

ネットワークを通じて、新しい悪質商法の情報を提供していきます。

オ 今まさに被害を受けている人への支援

情報共有のシステム構築の後、現に被害を受けようとしている人や被害を受けている人を支援するため、当事者の自己決定による一時的短期的な重層的支援をネットワークを通じて呼びかけ、実施していきます。

(市の役割)

関係団体連絡会や情報共有の連絡会など、ネットワークの構築に努めます。

(社協、住民の役割)

社協：ネットワークの事務局

住民：ネットワークの構成員としての参加、当事者としての参加

年次計画				
27	28	29	30	31
実施	継続	⇒	⇒	⇒

第2節 第3次地区（地区社協）地域福祉活動計画の推進

8 地区社会福祉協議会

中央地区

東部地区

西部地区

南部地区

与北地区

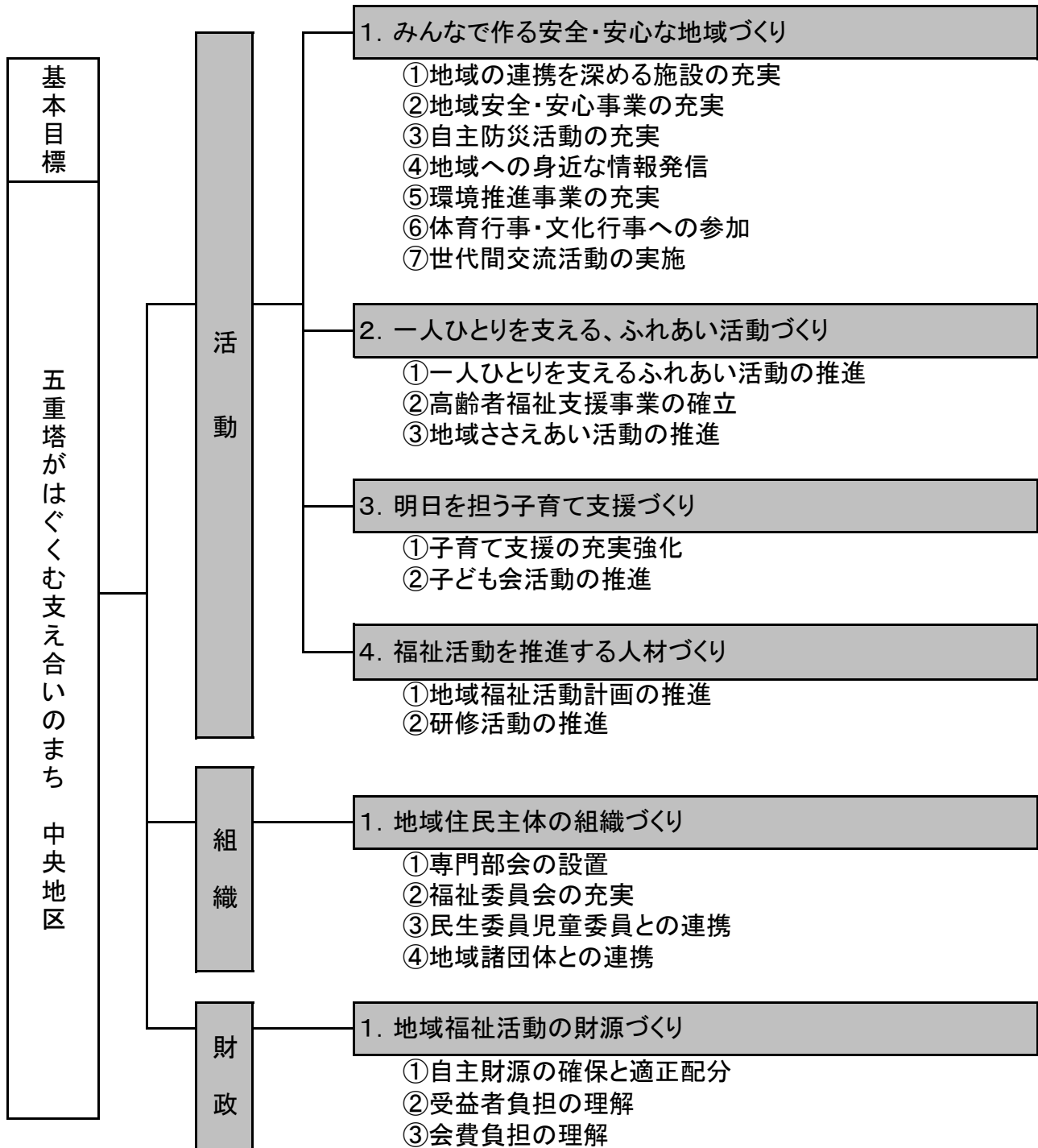
竜川地区

筆岡地区

吉原地区

第3次中央地区地域福祉活動計画

体系図(基本目標・活動項目)

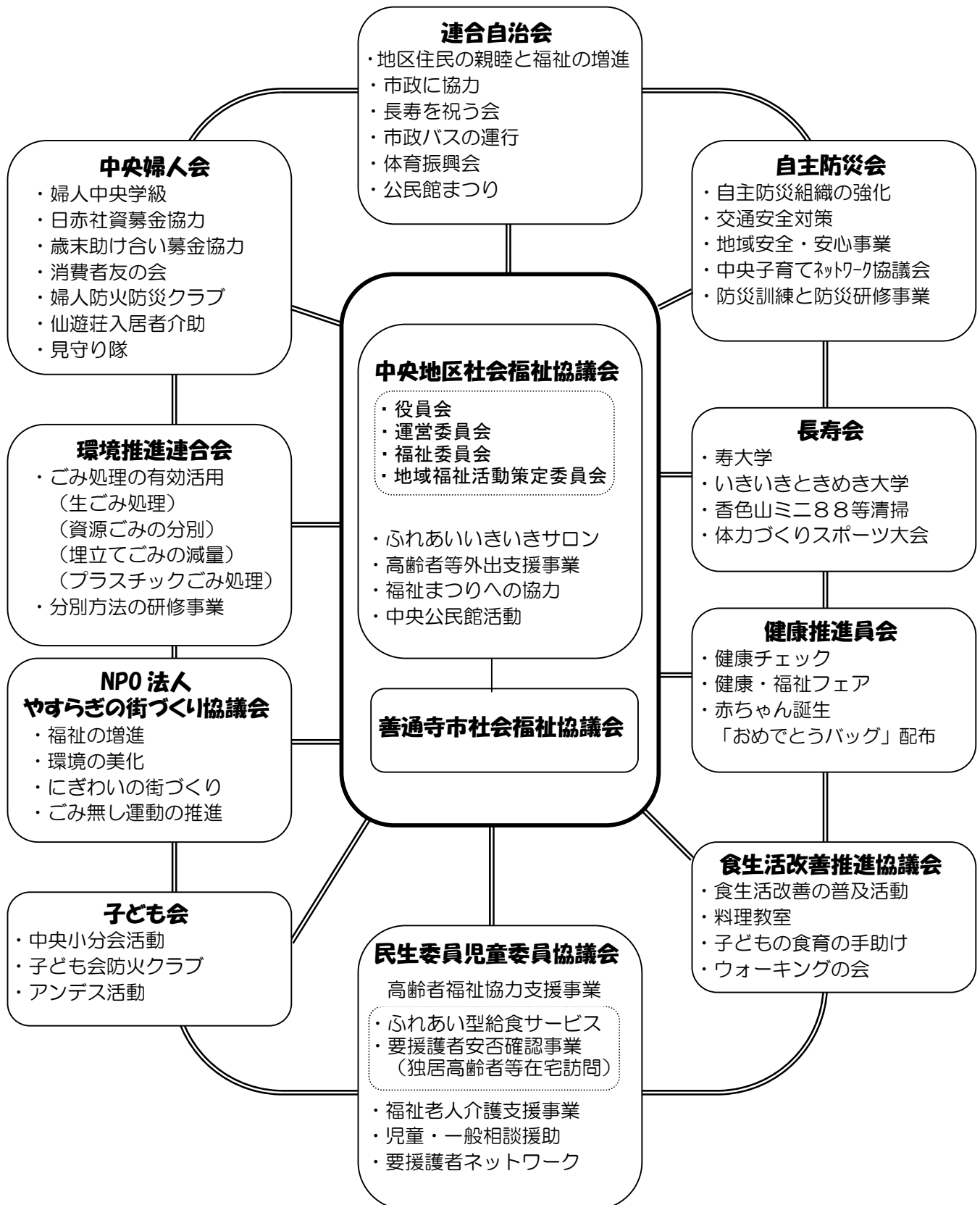


～地区の自慢～

総本山空海誕生地をNPO法人やすらぎ街づくり協議会が清掃



中央地区地域福祉活動組織図



第3次中央地区地域福祉活動計画年次計画

【平成27年～平成31年】

分類	基本目標・・・「実施計画」	27	28	29	30	31	位置付け
活動	1. みんなで作る安全・安心な地域づくり						
	①地域の連携を深める施設の充実						
	・多目的施設の確保（世代間交流の場の確保）						検討
	②地域安全・安心事業の充実						
	・中央子育てネットワーク協議会の継続実施						強化
	・地域安全安心ステーションモデル事業						継続
	・生活環境の安全確保（バリアフリー・歩道整備）						継続
	・交通安全対策の整備						継続
	③自主防災活動の充実						
	・自主防災組織の運営強化						継続
	・耐震対策の推進						継続
	・危険家屋、危険箇所の調査・安全対策の推進						強化
	④地域への身近な情報発信						
	・広報掲示板の設置						検討
	・一般相談窓口の設置（多目的施設に窓口を設置）						検討
	⑤環境推進事業の充実						
	・ごみ処理の有効活用（3R運動の推進）						継続
	・道路公園等の環境整備（ごみなし運動の推進）						強化
	⑥体育行事・文化行事への参加						
	・中央地区健康づくり諸行事への積極的参加						検討
	・公民館まつり等への積極的参加						継続
	⑦世代間交流活動の実施						
	・三世代交流の実施〔子どもと大人のふれあい〕						継続
	・児童公園等の花壇整備の推進（花咲かキッズ）						継続
	2. 一人ひとりを支える、ふれあい活動づくり						
	①一人ひとりを支えるふれあい活動の推進						
	・特別養護老人ホームの入居者支援（仙遊荘）						継続
	・独居高齢者・障害者等安否確認事業（ネットワークづくり）						継続
	・見守り活動推進体制の推進（気づく、つなぐ、つなげる）						新規
	②高齢者福祉支援事業の確立						
	・外出支援事業の充実（ほほえみ号等の利用促進）						強化
	・健康管理促進研修会に参加						継続
	・健康増進事業の実施（レントゲン検診等）						継続
	・老人ホームへの訪問活動						継続

継続：第2次計画の事業・活動を引続き実施する。

検討：事業・活動実施に向けて検討する。

強化：事業・活動を強化する。

新規：新たに事業・活動に取り組む。

【平成27年～平成31年】

分類	基本目標・・・「実施計画」	27	28	29	30	31	位置付け
活動	③地域ささえあい活動の推進						
	・ふれあいいきいきサロンの充実・強化						強化
	・食生活改善による健康保持						継続
	・ふれあい型給食サービスの実施						継続
	・ふれあい会食会の実施						継続
	・地区ささえあい会議の実施						新規
	3. 明日を担う子育て支援づくり						
	①子育て支援の充実強化						
	・中央子育てネットワーク(児童安全マップの修正)						継続
	・乳幼児支援活動の実施(赤ちゃん誕生おめでとうバッグの配布)						継続
	②子ども会活動の推進						
	・子ども会活動の充実と援助(中央小分会活動支援)						継続
	・幼稚園・保育所への支援協力						継続
	・子ども防火クラブ						継続
	4. 福祉活動を推進する人材づくり						
	①地域福祉活動計画の推進						
	・地域福祉活動計画への支援協力						継続
	②研修活動の推進						
	・地区社協研修の実施						強化
	・地域リーダーの資質向上(福祉活動の自己研修)						継続
	・寿大学・いきいきときめき大学・婦人学級						継続
組織	1. 地域住民主体の組織づくり						
	①専門部会の設置						
	・見守り活動推進員の設置						新規
	②福祉委員会の充実						
	・福祉委員会の組織強化						継続
	③民生委員児童委員との連携						
	・担当地区民生委員児童委員との連携						継続
	・主任児童委員との連携						継続
	④地域諸団体との連携						
	・市行政及び中央地区内諸官庁との連携						継続
財政	1. 地域福祉活動財源づくり						
	①自主財源の確保と適正配分						
	・自主財源の確保						継続
	②受益者負担の理解						
	・受益者負担の協力依頼						継続
	③会費負担の理解						
	・会費負担への理解と協力						継続

第3次東部地区地域福祉活動計画

1. 福 祉 目 標

第2次計画と同様に

支え合い、助け合うまち、東部地区

と設定し、

今後も東部地区の地域福祉活動に取り組む。

2. 地区地域福祉活動計画の重点項目

東部地区社会福祉協議会が取り組むべき重点項目を次のとおりまとめた。

① 地域福祉の推進

地域全体で「支えあい、助け合い」ができる地域づくりを目指す。

☆広報紙の発行

☆相談窓口の設置

☆新たな活動層の（若年層等）の参加促進

☆見守り活動推進員による見守り体制の強化、推進
（気づく、繋げる、繋ぐ）

☆ふれあいいきいきサロンの充実

（幅広い年齢層の参加参画、新規グループ立上げ）

☆友愛訪問（独居、寝たきり、障がい者、地域で孤立している世帯等）

☆小地域ケア会議の開催

（地区支え合い会議）

☆地区自主防災への協力

☆地区防犯活動への協力 他

② 児童福祉活動

三世代交流など、子ども達が地域の高齢者等との交流を通じ、思いやりや助け合いの
こころを持ち、地域の中で健全に育つよう支援していく。

☆育児家庭の居場所づくり事業（ぴよぴよクラブ）

☆学校との連携の強化（福祉教育の推進）

☆こども安全活動（サロンによる登下校時の見守り）への協力

③ 住民主体の組織体制の充実

☆役員会の定期開催による情報交換と企画会議

④ 自治会未加入世帯の加入拡大

自治会未加入世帯が増加している中で、防災、地域における「自助、互助」をキーワードとして自治会の加入促進を図る。

3. 第3次地区地域福祉活動年次計画書

東部地区の福祉課題及び福祉目標、重点目標に基づき東部地区の今後の5か年の推進計画を別紙のとおり策定した。

4. 東部地区地域福祉活動計画の推進点検について

この計画の推進状況については、地区地域福祉活動計画推進委員会で毎年度点検するとともに見直しをする。

【地区の自慢】

高齢者ふれあい会



見守り活動ネットワーク事業

見守り活動推進員と民生委員の情報交換会



高齢者訪問 ～手作りのおはぎをどうぞ～



第3次東部地区地域福祉活動計画年次計画

福祉目標	支え合い、助け合うまち 東部地区
------	------------------

分類	基本目標	実施計画	推進	方 策（具体的活動）					位置づけ
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
活	1. 身近な地域で相談を受け止め必要な情報を提供していく活動の推進	・公民館に相談窓口の設置 (看板を掲示する)		検討		実施			継続・強化
	2. 住民自ら地域の福祉課題を学習する活動の推進	・地区社協広報紙の発行		調整、検討		実施（年1回発行）			継続・強化
	3. 地域で福祉ニーズを発見し、必要な支援に結びつける活動の推進	・見守り活動推進員による見守り活動の強化、推進 (気づく、繋ぐ、繋げる) ・福祉講演会、座談会の開催		実施					新規
	4. 住民の参加による地域福祉を高めるため、交流の場の充実	・新たな活動層（若年層等）の参加促進 ・三世交代交流事業への参加促進							継続・強化
	5. 地域ささえあい活動の推進	・給食サービス ・高齢者ふれあい会 ・ふれあいいきいきサロンの充実 (子どもからお年寄りよりまで幅広い参加参加による サロン活動及び新規サロングループの立ち上げ) ・友愛訪問（独居老人、ねたきり、障がい者、地域で 孤立している世帯等訪問するきっかけとして）年2回 ・高齢者外出支援事業 ・小地域ケア会議の実施 (地区支え合い会議の開催：地域全体で支える仕組みづくり)		検討		実施			継続・強化
動									継続・強化
									継続・強化
									新規
									継続・強化
									継続・強化
動				検討		実施			継続・強化
									継続・強化
									新規
									継続・強化
									継続・強化
動				検討		実施			継続・強化
									継続・強化
									新規
									継続・強化
									継続・強化

分類	基 本 目 標	推 進 方 策（具体的活動）					位置づけ
		実 施 計 画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
活 動	6. 子育て支援・児童福祉活動	・育児家庭の居場所づくり事業（びよびよクラブ） ・学校との連携の強化（福祉教育の推進） ・こどもの安全活動への協力（サロン参加者による登下校時の見守り活動の強化）					継続・強化
							継続・強化
							継続・強化
組 織	7. 安心安全な地域づくり活動	・地区自主防災への協力 ・地区防犯活動への協力					継続・強化
							継続・強化
財 政	1. 住民主体の組織体制の確立	・役員会の定期開催					継続・充実
							継続・充実
政 府	1. 地区社協活動財源の確立	・自治会未加入世帯の加入拡大（防災等を切り口にした自助・互助としての自治会加入促進）					継続・強化
							継続・強化

第3次西部地区地域福祉活動計画

(1) 目標について

団塊の世代が後期高齢者になり介護等の課題が新たな厳しいステージを迎えるという2025年問題を見据えて、国において地域包括ケアシステムの構築が推進されようとしている。

その中で、地域での生活機能を高めるには、地域の絆や連帯で支え合うという互助の精神がケアシステムの一環として地域福祉に一層求められてくると思われる。

そこで、西部地区の第2次計画や他地区の計画の目標を参考に協議した結果、西部地区の計画の目標を「交流を深め、支え合えるまち西部」と決定した。

また、基本目標は1「住みよい地域づくり活動の推進」2「高齢者支援活動の推進」3「子育て支援・児童福祉活動の推進」4「組織・財政の強化」の4本柱とした。

(2) 実施計画の内容について

実施計画については地域福祉活動計画推進委員による第2次計画の評価、また座談会や市民アンケートからの西部地区の福祉課題等を検討し、実施可能性も考慮しながら表9のとおり決定した。

また、計画の内容と年次計画は表10のとおりであり、その中で新規事業は「情報紙の作成・配布」「見守りネットワーク活動」「高齢者施設訪問」とした。

- ・「情報紙の作成・配布」は市民アンケートや座談会での意見からその必要性を判断した。福祉はもとより災害時などで助け合える絆づくりにはまず良い人間関係が不可欠であり、コミュニケーションの手段としても必要性があることから、コミュニティ機関誌として発行を検討したい。
- ・「見守りネットワーク活動」は26年度に市社協からモデル地区の指定を受け見守り活動推進委員の選出・登録を行っており、27年度から実質的活動を始めるものである。民生委員と連携し見守り活動を実施するほか、地域の福祉課題について情報を共有し可能な範囲で対処するため「地区支え合い会議」を開催する。将来的には見守り活動推進委員を福祉委員と名称変更し、社協活動の中心的推進者に位置づけよう検討していく。
- ・「高齢者施設訪問」はこれまで五岳荘（老人ホーム）への訪問を実施していたものであるが、新たにこの計画に加えるとともに、介護施設「上郷の家」も対象にできないか検討したい。

(3) 推進体制

西部地区地域福祉活動計画推進委員会を設置し、基本目標ごとに専門部会を置く。原則としてそれぞれの専門部会において継続事業については実施状況の把握に努めるとともに新規事業については検討、推進するものとする。

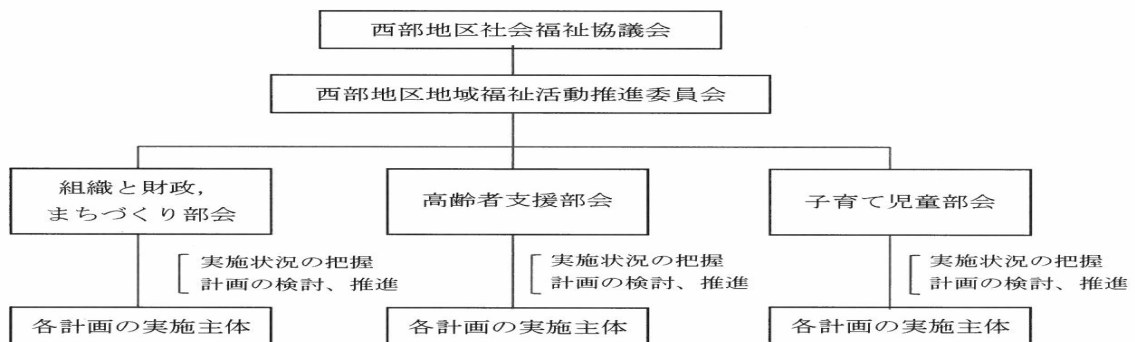


表9 実施計画と担当専門部会

基本目標	実施計画	専門部会
1 住みよい 地域づくり 活動の推進	1 自主防災組織との協力、参画 2 ふれあい育成事業 3 各種団体との役割分担 4 小規模多機能介護施設（上郷の家）の支援 5 世代間交流事業支援 6 （新）見守りネットワーク活動	組織と財政 まちづくり 部会
2 高齢者支援 活動の推進	1 要援護者の見守り 2 ふれあい・いきいきサロン 3 外出支援事業 4 給食サービス 5 （新）高齢者施設訪問	高齢者支援 部会
3 子育て支援・ 児童福祉活動 の推進	1 地区子ども元気はつらつ応援事業 2 すくすくわくわくサポート事業 3 高齢者と子どものふれあい事業 4 子ども福祉活動支援事業	子育て児童部 会
4 組織・財政の 強化	1 （新）情報紙（又は回覧）の作成、配布 2 専門部会の開催 3 役員会の定期開催 4 理事研修 5 財政の強化 6 民生委員との連携	組織と財政 まちづくり 部会

【地区の自慢】



一人暮らしの高齢者の方に
心ふれあうお花の訪問



ふれあい型の給食サービス事業



表10 第3次西部地区地域福祉活動年次計画

福祉目標		交流を深め、支え合えるまち西部							
基本目標	実施計画	計画の内容	年次計画と取り組み					位置づけ	
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1. 住みよい地域づくり活動の推進	(1) 自主防災組織との協力参画	自主防災組織の活動への参画と財政支援							継続
	(2) ふれあい育成事業	各種団体が行う福祉活動事業を支援							継続
	(3) 各種団体との役割分担	各種団体行う世代間交流事業などに参画、支援							継続
	(4) 小規模多機能施設(上郷の家)の支援	上郷の家の利用促進のPRなど							継続
	(5) 世代間交流事業支援	市民ハイキング、三世代タイムレース、防災訓練等							継続
	(6) 見守りネットワーク活動	民生委員と見守り活動推進員による見守り連携事業 地区支え合い会議の実施	●						新規
2. 高齢者支援活動の推進	(1) 要援護者の見守り	民生委員等による訪問、見守り活動							継続
	(2) ふれあい・いきいきサロン	介護予防、生きがいづくりにサロン活動の推進、支援							強化
	(3) 外出支援事業	生きがいづくり、介護予防を目的に、ほほえみ号による外出支援							継続
	(4) 給食サービス	要援護者を中心に給食サービスを実施							継続
	(5) 高齢者施設訪問	五岳荘などへ慰問、踊りや歌などで激励	●						新規

3. 子育て支援・児童福祉活動の推進	(1) 地区子ども会元気はつらつ応援事業	地区子ども会活動がより充実するため の支援								継続
	(2) すくすくわくわくサポート事業	公民館を利用し、地域で子育てをサポートする。								継続
	(3) 高齢者と子どものふれあい事業	地域の高齢者と園児との交流会								継続
	(4) 子ども福祉活動支援事業	ひとり暮らし高齢者宅へ訪問。花配り、年賀状、給食の手紙								継続
	(1) 情報紙(又は回覧)の作成、配布	福祉問題だけでなく地域の活動状況を各種団体から集めて紹介する。地域内のコミュニケーションを図る。								新規
	(2) 専門部会の開催	組織と財政・まちづくり部会、高齢者支援部会、児童・子育て部会を開催し、事業の企画、推進を図る。								継続
4. 組織・財政の強化	(3) 役員会の定期開催	隔月に開催し、情報交換を行う。								継続
	(4) 理事研修	研修内容、研修先等を検討								継続
	(5) 財政の強化	市社協会員の加入促進								継続
	(6) 民生委員との連携	見守り活動推進員、民生委員との情報交換、協力体制を作る。								継続
										継続

3. 子育て支援・児童福祉活動の推進	(1) 地区子ども会元気はつらつ応援事業	地区子ども会活動がより充実するため の支援								継続
	(2) すくすくわくわくサポート事業	公民館を利用し、地域で子育てをサポートする。								継続
	(3) 高齢者と子どものふれあい事業	地域の高齢者と園児との交流会								継続
	(4) 子ども福祉活動支援事業	ひとり暮らし高齢者宅へ訪問。花配り、年賀状、給食の手紙								継続
	(1) 情報紙(又は回覧)の作成、配布	福祉問題だけでなく地域の活動状況を各種団体から集めて紹介する。地域内のコミュニケーションを図る。								新規
	(2) 専門部会の開催	組織と財政・まちづくり部会、高齢者支援部会、児童・子育て部会を開催し、事業の企画、推進を図る。								継続
4. 組織・財政の強化	(3) 役員会の定期開催	隔月に開催し、情報交換を行う。								継続
	(4) 理事研修	研修内容、研修先等を検討								継続
	(5) 財政の強化	市社協会員の加入促進								継続
	(6) 民生委員との連携	見守り活動推進員、民生委員との情報交換、協力体制を作る。								継続
										継続

●年次計画と活動の欄

実線

細線

点線

●位置づけの欄

継続、強化、新規の別

新しく実施または取り組む場合

事業を継続する場合

台場の整備に向けた検討

第3次南部地区地域福祉活動計画

1. 福祉目標

第2次計画と同様に

誰もが活きいきと暮らせ多彩でうるおいに満ち共に創り共に助け合う

と設定し、南部地区の地域福祉活動に取り組む。

2. 地区地域福祉活動計画の重点項目

南部地区社会福祉協議会が取り組むべき重点項目を次のとおりまとめた。

- 福祉情報等提供活動の推進
 - ・地区社協広報誌の発行
- 要援護者の把握と支援活動の推進
 - ・見守り活動推進員による見守りの強化、推進（気づく、つなぐ、つなげる）
- 地域住民参加による地域福祉活動の推進
 - ・地域福祉教育の推進
- 地域ささえあい活動の推進
 - ・ふれあい・いきいきサロン活動の充実（三世代交流サロン等の実施）
 - ・要支援者生活支援活動（外出支援活動等）
 - ・介護予防事業の充実（ハイキング、体操）
 - ・近所の助け合い活動
 - ・ふれあい会食会、交流会等事業
 - ・小地域ケア会議の実施（地区支え合い会議の開催：地域全体で支える仕組みづくり）
- 子育て支援・児童福祉活動の推進
 - ・こどもの安全活動への協力
- 安心安全な地域づくり活動
 - ・地区防犯活動への協力支援
 - ・地区自主防災組織活動への協力
 - ・あいさつ運動（地区連帯意識の強化）
- 住民主体の組織体制の確立
 - ・見守り活動推進員の設置

3. 地区地域福祉活動年次計画書

- ★南部地区の福祉課題、福祉目標及び重点目標に基き南部地区の今後の5か年の推進計画を別紙のとおり策定した。

4. 南部地区地域福祉計画の推進点検について

- ★この計画の推進状況については、地区地域福祉活動計画推進員会で毎年度点検するとともに見直しをする。

南部地区の自慢【コラム】

★安心安全な地域づくり活動★



●連合自治会を中心に各種団体の協力と連携のもと自主防災活動及び自主防犯活動、特に子どもたちの登下校時の安全や夜間パトロールに取り組んでいます。この日は、食生活改善委員会の方々とコラボして、炊き出しを行い、災害時にも役に立つように日頃からのつながりづくりや実践の場を経験しました。



★会食会事業★



●年 1 回行われている、ひとり暮らし高齢者(75 歳以上)ふれあい旅行

この日を楽しみにしている方も多く、近所の方も一緒に、楽しい時間を過ごす機会となっています。

←



●南部幼稚園での祖父母と園児のひな祭りのつどい

役員さんも参加し、地元の方々にも、地区社協の事が伝えられる機会にもなっています。

第 3 次 南 部 地 区 地 域 福 祉 活 動 計 画 年 次 計 画

福祉目標	誰もが活いきと暮らせ多彩でうるおいに満ち共に創り共に助け合う
------	--------------------------------

分類	基 本 目 標	推 進 方 策（具体的活動）					位置づけ
		実 施 計 画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
活 動	1. 福祉情報等提供活動の推進	・ 地区社協広報紙の発行	検討	実施			新規
	2. 福祉（課題）を知り、学習し話し合いの場づくりの推進	・ 住民の声を集約、整理する仕組みの構築 （地区福祉座談会の開催） ・ 各種関係団体との協働化促進					継続
	3. 要援護者の把握と支援活動の推進	・ 見守り活動推進員による見守りの強化、推進 （気づく、つなぐ、つなげる活動の実践）	検討		実施		新規
	4. 地域住民参加による地域福祉活動の推進	・ ボランティア活動への参加促進 ・ 地域福祉教育の推進					継続
	5. 地域ささえあい活動の推進	・ ふれあいいきいきサロン活動の充実 （三世代交流サロン等の実施）	検討	実施			継続・強化
		・ 要支援者生活支援活動（外出支援活動等）					新規
		・ 介護予防事業の充実（ハイキング、体操）					継続
		・ 近所の助け合い活動					継続
		・ 小地域ケア会議の実施 （地区さえあい会議の開催：地域全体で支える仕組み）	検討		実施		新規

分類	基 本 目 標	推 進 方 策（具体的活動）	位置づけ					
			実 施 計 画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
活 動	6. 地域ささえあい活動の推進	・ふれあい会食会・交流会等事業 ・生活支援事業（お買物支援等）	検討 ----- 実施					継続 新規
	7. 子育て支援・児童福祉活動の推進	・三世代交流事業 ・学校との連携 ・こどもの安全活動への協力						継続 継続 継続
	8. 安心安全な地域づくり活動	・地区防犯活動への協力支援 ・地区自主防災組織活動への協力 ・あいさつ運動（地区連帯意識の強化）						継続 継続 継続
	組 織	住民主体の組織体制の確立	・見守り活動推進員の設置 ・役員会の定期開催	検討 ----- 設置 ----- 実施				
財 政	地区社協活動財源の確立	・自治会組織の強化（未加入世帯の社協会員加入促進）						継続・強化

第3次与北地区地域福祉活動計画

【第3次計画の目標】

座談会の意見（与北地区社協役員、単位自治会長、福祉協力委員、民生委員を中心に参加者 25 名）で、与北地区の課題は「子どもの数が激減している」「一人暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯が増えている」「空き家が気になる」など少子高齢化の問題や、「地域活動への若い世代の参加」「家庭内の課題の多様化」などがあげられている。

また、地区社協の活動については、現在実施している「給食サービス事業」や「ふれあい・いきいきサロン事業」「児童園児との栽培体験事業」などの取り組みについては高い評価を得ているが、改善を期待する事業として「世代を超えてのつながり」「地域での諸問題解決の相談、話し合いの場」「福祉活動の情報の提供」などがあげられ、サロン事業のような住民の交流の機会を増やし深めることや、地域福祉活動の担い手づくり、人材育成に期待が寄せられている。

与北地区は自治会の加入率（組織率）も高く、また地区社協活動においても福祉協力委員が単位自治会から選出され、且つ、ボランティア部員の協力など地域福祉活動の基盤がある。こうした基盤を活かし、住民が話し合う場や機会をつくり、人と人がつながり、地域住民の福祉に対する意識の向上を図り、住みやすく安心して暮らせる地域にしたい。

そこで、地域住民が身近な地域で安心し信頼し合える関係をつくり、お互いに見守り、助け合える地域を目指し、福祉目標を「『向こう三軒両隣』からつながる地域づくり」と定める。

【実施計画】

以上の目標及び重点項目を考えて、実施計画を次のとおり定める。

- ① 外出支援事業
- ② 見守り活動ネットワーク事業（安否確認事業）
- ③ 給食サービス事業
- ④ ふれあい・いきいきサロン事業
- ⑤ ひとり暮らし高齢者昼食会
- ⑥ 園児・児童の栽培体験事業
- ⑦ 地区社協組織の強化
- ⑧ ボランティア組織づくりと活用
- ⑨ 広報紙の発行
- ⑩ 地区支えあい会議の実施

【地区の自慢】（コラム）

与北地区社協では、各自治会などの、小地域ごとに福祉協力委員が1名選出されています。

福祉協力委員さんの役割は、独居者を対象にした月1回の給食サービス事業の調理を担当し、年に1回はそのお弁当を配られている人たちが集まって、独居者昼食会を開催し、普段は一人で食べる機会の多いみなさんに喜ばれています。

また、そのつながりを通じて、安否確認事業やふれあい・いきいきサロン外出支援事業など、地域の福祉活動を支えており、お年寄りや地域の安心のために活躍されています。



独居者昼食会（ちらし寿司、天ぷらうどんを手作り）

また、ボランティア組織もあり、給食サービスの調理の応援や園児と児童の栽培体験事業の応援団として、農業をしている方々を中心に活躍されています。



5月 芋の苗植え↑



9月 芋ほり→



〔与北地区〕第3次地域福祉活動計画 年次計画

福祉目標	『向こう三軒両隣』からつながる地域づくり
------	----------------------

実 施 計 画	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
---------	-------	-------	-------	-------	-------

① 外出支援事業 継続					▶
目的	利用者を増くする。男性にも声かけるなど、関わる人を増やす。 閉じこもり防止、介護予防を目的に高齢者等の生きがいつくり、社会参加を促進します。				

② 見守り活動ネットワーク事業（安否確認事業） 継続					▶
目的	対象者の検討。福祉協力員と民生委員との連携による見守り活動 地域に住む要介護者が孤立しないよう、また困っていることはないかなど、日常生活の中でのさりげない見守り活動を進めます。気になる状況の人がいたら、民生委員や市社協に連絡するなど、互いに支え合いや見守りあいのできる孤立のない地域づくりを目指します。				

③ 給食サービス事業 継続					▶
目的	メニューの工夫やリクエスト料理を加える。 在宅で暮らす高齢者等のお宅へ安否確認やつながりづくりを目的として、月に1回手作りのお弁当を届けます。				

④ ふれあい・いきいきサロン事業 継続					▶
目的	自分自身ができることを任せて参加意欲を高める。若い人にも声かけし、関わる人を増やす。 自治会などの小地域ごとに介護予防、生きがいつくりを目的として、歩いていける場所（集会所等）で、地域の高齢者等が集まり、茶話会などふれあいの場をつくれます。				

⑤ ひとり暮らし高齢者昼食会 継続					▶
目的	年2回（会食会と1日旅行を含め）～3回程度実施することを検討する。 閉じこもりがちな独居高齢者を公民館等に招待し、昼食会をしながら高齢者同士、また地域の方々と交流を深めます。				

実 施 計 画	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
---------	-------	-------	-------	-------	-------

⑥ 園児・児童の栽培 体験事業	継続				▶
目的	小学生・幼稚園児と社協役員・ボランティア部員がさつまいもの栽培をすることにより、子どもの体験学習と交流を深めます。				

⑦ 地区社協組織の強化	継続				▶
目的	各種団体との連携。与北地区自主防災組織との連携。座談会なども実施し、若い人が参加でき、地域のことを一緒に考える機会をつくる。				
目的	住民や各種団体が地域の福祉課題などについて話し合う場や機会をつくり、連携して活動し、そのことにより地域全体の福祉力を高めます。				

⑧ ボランティア組織 づくりと活用	継続				▶
目的	地区社協活動をより活発に推進するため、年 1 回でも参加できるボランティア部員など人材の発掘と育成を図り、効果的な活動を検討します。				

⑨ 広報紙の発行	新規				▶
目的	実施の方向に向けて検討する。編集委員会による広報の発行を検討する。				
目的	地区社協活動や各種団体の活動など、広く住民に広報・啓発し、地域福祉活動や、地域の活動の理解を深め、参加者・協力者を増やします。				

⑩ 地区支えあい会議 の実施	新規				▶
目的	福祉協力員と民生委員の情報交換会（年 1～2 回）の実施及び、個別の課題への対応について地区社協の会長の判断で、招集し、随時開催する。				
目的	見守り活動ネットワーク事業等ででてきた地域の課題、個別の生活課題などを ご近所、福祉協力員、民生委員、福祉サービスを提供している専門職や施設、 病院なども含め、一緒に考え、誰もが安心できる地域づくりを目指します。				

第3次竜川地区地域福祉活動計画

～ お互いのつながりを再構築し、誰もが安心して暮らせる心豊かなまちづくりをめざして ～

基本目標 1 子どもと高齢者たちが、いきいきとふれあうまちづくり

	基本となる計画	取り組み状況	第三次活動計画策定の課題
1	ふれあいサロン 外出支援の推進	平成15年度より、月 1 回実施 23団体336名が月3～4回実施	地区ごとの居場所、サロンづくりの充実 ほほえみ号での買い物ツアーの実施
2	ふれあい 会食会の推進	年2回 敬老ふれあい会食会 年1回 独居老人対象の会食会	長寿を祝う会等の会食会として実施 福祉委員の企画による独居老人会食会
3	子どもの支援 活動の推進	年1回 保育所で、地域の幼児 が交流しあえる場づくり 年3回 幼・小の子どもが 地域の人と交流しあう場づくり	児童委員・福祉委員を中心に、保健施 設の訪問や、計画的な子育て支援事業 の支援体制づくり

基本目標 2 見守り合いや支え合いのある、やさしいまちづくり

	基本となる計画	取り組み状況	第三次活動計画策定の課題
1	小地域単位の 生活支援づくり	小地域を単位とした安心カード の作成や見守りの仕組みづくり	見守り活動ネットワークの仕組み作りや 地区支え合い会議による情報の共有
2	地域活動連携 の取組み	地区毎に災害に強い 日頃の災害ネットワーク作り	サロンと連携した安否確認体制の整備 要援護者等の災害非難の支援体制作り
3	福祉サービス 活動の充実	毎月 2 回の 給食サービスと 安否確認事業の実施 サロン等の小地域での助け合い	地域の友愛活動等と相互に連携した 独居老人等の安否確認体制の強化 細やかな助け合いができる場を広める

基本目標 3 地域組織の活動を支え、地域が元気になるまちづくり

	基本となる計画	取り組み状況	第三次活動計画策定の課題
1	通学路での子ど もの安全確保	週1回下校時の見守り安全活動 週3回安全パトロール隊の巡視	竜川地区安全安心パトロール隊の拡充 青色回転灯の自動車によるパトロール
2	福祉意識の啓発	年1回保健施設への訪問活動 地域の子育て支援団体と連携	福祉教育の観点から訪問活動の充実 NPO子育てネット等との相互協力
3	福祉組織の 強化充実	年1回学校・住民が主体となっ て実施される安全安心サミット 年 3 回 健やかだよりの発刊	自助・互助的活動が生きる行事 立案 地区民と連携する福祉委員会の検討 広報発刊のための広報委員会の充実

《 地 域 の 自 慢 》



竜川地区安全安心サミット



竜川地区安全安心パトロール



敬老ふれあい会食会

第3次 竜川地区地域福祉活動計画

基本目標1		子どもと高齢者たちが、いきいきとふれあうまちづくり									
基本計画	取り組みの状況	27年～31年間の推進方策	年次別 具体的活動計画								
			27	28	29	30	31				
1	ふれあい いきいきサロン 外出支援の推進	23団体が毎月1回の サロン活動実施 サロン毎に年間 3～4回実施	地区ごとの居場所 サロンづくりの充実 サロンの編成を工夫し、内容を充実する サロンとのつながりを生かした研修活動 ほほえみ号の利用による買い物ツアアの実施	継続	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
				企画	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
				継続	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	ふれあい会食会 の推進	年2回 敬老ふれあい 会食会 年1回 独居老人対象 の会食会	高齢者対象の会食会の実施 長寿を祝う会等の敬老ふれあい会食会 福祉委員の企画による独居老人の会食会	継続	企画	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
				継続	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	子どもの支援 活動の推進	年1回 保育所で地域 の幼児との交流 年1回幼稚園児が 保健施設を訪問 年3回 幼・小の子供 が地域の人と交流	福祉委員等を中心に計画的な支援づくり 幼児が、高齢者とふれ合う場や地域の幼児と 交流しあえる広場の充実 地域の保健施設との交流事業の拡充 児童委員等を中心にした幼・小の 子育て支援いけないないばあ事業の実施	継続	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
				継続	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
				継続	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

基本目標2 見守り合いや支え合いのある、やさしいまちづくり									
	基本計画	取り組みの状況	27年～31年間の推進方策	年次別 具体的活動計画					
				27	28	29	30	31	
				検討	実施	⇒	⇒	⇒	
1	小地域単位の生活支援づくり	地域内での見守り ネットワーク作り	お互いに支え合える関係の再構築 見守りノートや安心カードの作成(自助) 見守り活動ネットワークの仕組みづくり（互助） 地区支え合い会議の開催による情報の共有	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	地域活動連携の取り組み	地区毎に災害に強い、 日頃のネットワーク作り	災害時における支え合いづくりの確立 自主防災会との関連および連携の強化 サロンと連携した安否確認体制の整備 要援護者等の災害避難の支援体制づくり	企画 検討	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3	福祉サービス活動の充実	月2回の給食サービス での安否確認の実施 サロン等の小地域単位の助け合い活動	独居老人等の安否確認事業の拡充 福寿会の友愛活動との相互連携の強化 民生委員と健康推進員との連携による活動 細やかな助け合い活動ができる場を広める	検討 継続 企画	実施 実施 実施	⇒	⇒	⇒	⇒

基本目標 3 地域組織の活動を支え、地域が元気になるまちづくり									
	基本計画	取り組みの状況	27年～31年間の推進方策	年次別 具体的活動計画					
				27	28	29	30	31	
1	通学路で子ども の安全確保	週1回 民生委員に よる下校時安全活動 週3回 安全安心パト ロール隊による活動	地域の子どもの見守り活動の推進 ----- 下校時の散歩等による見守り活動の拡充 竜川地域の安全安心パトロール隊の充実 青色回転灯の自動車によるパトロールの充実	企画	実施	⇒	⇒	⇒	
				継続	実施	⇒	⇒	⇒	
				継続	実施	⇒	⇒	⇒	
2	福祉意識の啓発	年1回 介護老人保健 施設への訪問活動 年3回 研修講座参加 地域における子育て 支援団体との連携	福祉体験学習機会の場づくり ----- 福祉教育の観点からの訪問活動の充実 高齢者問題を考える会の企画による研修会 NPO 子育てネット・ピヨピヨクラブ等と 地区社協との相互協力	継続	実施	⇒	⇒	⇒	
				継続	実施	⇒	⇒	⇒	
				企画	検討	実施	⇒	⇒	
3	福祉組織の 強化充実	年1回 学校・住民で 実施する安全サミット 年3回 健やかだより の発刊	地域福祉活動拠点の整備づくり ----- 自助・互助的活動が生きる行事の立案 地区民との連携を目指す福祉委員会の検討 福祉広報発行のための広報委員会の充実	継続	実施	⇒	⇒	⇒	
				企画	検討	実施	⇒	⇒	
				企画	実施	⇒	⇒	⇒	

第3次筆岡地区地域福祉活動計画

1. 福祉目標

第2次計画と同様に

みんなで支えあうコミュニティのまち 筆岡

と設定し、

今後も筆岡地区の地域福祉活動に取り組む。

2. 地区地域福祉活動計画の重点項目

筆岡地区社会福祉協議会が取り組むべき重点項目を次のとおりまとめた。

●活動

(1) 身近な地域で相談を受け止め必要な情報を提供していく活動の推進

- ・公民館に相談窓口の設置
(ひよこクラブと連携した生活相談の実施)

(2) 住民自ら地域の福祉課題を学習する活動の推進

- ・地区社協広報紙、パンフレットの発行

(3) 地域で福祉ニーズを発見し、必要な支援に結びつける活動の推進

- ・見守り活動推進員による見守りの強化、推進
(気づく、つなぐ、つなげる)

(4) 住民の参加による地域福祉を高めるための活動の推進

- ・ボランティア活動への参加促進
- ・リーダーの養成、後継者の育成
- ・市社協研修会への参加参画、教室の開催、定例化

(5) 地域ささえあい活動の推進

- ・給食サービス
- ・高齢者交流会
- ・ふれあい・いきいきサロン
(小学校、幼稚園との連携を視野に入れた三世代交流サロン等幅広い参加を検討)
- ・友愛訪問(独居老人、寝たきり者、長寿者)、歳末訪問
(障がい者、地域で孤立している世帯等を訪問するひとつのきっかけづくりとして検討)
- ・独身高齢者一日旅行、公民館まつり招待
- ・高齢者等外出支援事業
- ・ウォーキング(健康づくり、繋がりがづくり)の開催
- ・男性料理教室
- ・小地域ケア会議の実施
(地区支え合い会議の開催:地域全体で支える仕組みづくり)

(6) 子育て支援、児童福祉活動

- ・児童の居場所づくり事業(ひよこクラブ)
- ・親子ふれあいフェア―等援助
- ・学校との連携の強化(福祉教育の推進)援助
- ・こどもの安全活動への協力、登下校の見守り活動

(7) 安心安全な地域づくり活動

- ・地区自主防災組織、防犯活動への協力
(地区全体での空き家やゴミ屋敷等への対応協議)

●組織

(1) 住民主体の組織体制の確立

- ・地区福祉委員の充実
- ・見守り活動推進員の設置
- ・事務局体制の整備と役員会の定例化
- ・地区各種団体との連携調整

●財政

(1) 地区社協活動財源の確立

- ・社協会費の加入促進と特別会費等への勧誘
- ・受益者負担意識の醸成

3. 第3次地区地域福祉活動年次計画書

筆岡地区の福祉課題及び福祉目標、重点目標に基づき筆岡地区の今後の5か年の推進計画を別紙のとおり策定した。

4. 筆岡地区地域福祉活動計画の推進点検について

この計画の推進状況については、地区地域福祉活動計画推進委員会で毎年度点検するとともに見直しをする。

【地区の自慢】

筆岡地区高齢者交流会



ふれあい・いきいきサロン
パワーアップ研修会



ひよこクラブ



歳末訪問



2014/09/28

福祉の花を
一輪でも多く
咲かそう

第3次筆岡地区地域福祉活動年次計画

福祉目標		みんなであそぼうコミュニティのまち 筆岡									
分類	基本目標	実施計画	推進	策(具体的活動)					位置づけ		
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
活動	1. 身近な地域で相談を受け止め必要な情報を提供していく活動の推進	・ 公民館に相談窓口の設置 (ひよこクラブと連携した生活相談の実施)	検討	実施					継続 新規		
	2. 住民自ら地域の福祉課題を学習する活動の推進	・ 地区社協広報紙・パンフレットの発行	年2回発行						継続		
	3. 地域で福祉ニーズを発見し、必要な支援に結びつける活動の推進	・ 見守り活動推進員による見守りの強化、推進 (気づく、つなぐ、つなげる)	検討	実施					新規		
	4. 住民の参加による地域福祉を高めるための活動の推進	・ ボランティア活動への参加促進 ・ リーダーの養成、後継者の育成 ・ 市社協研修会への参加参加、教室の開催・定例化							継続・強化 継続・強化 継続・強化		
	5. 地域支え合い活動の推進	・ 給食サービス (安否確認と交流) ・ 高齢者交流会 ・ ふれあい・いきいきサロン (小学校、幼稚園との連携を視野に入れた三世交代流サロン等幅広い参加を検討) ・ 友愛訪問 (独居老人、震災さきり者、長寿者)、歳末訪問 (障がい者、地域で孤立している世帯等を訪問するひとつのきっかけづくり) ・ 独身高齢者一日旅行、公民館まつり招待 ・ 高齢者等外出支援事業 ・ ウォーキング (健康づくり、繋がりがづくり) の開催 ・ 男性料理教室 ・ 小地域ケア会議の実施 (地区支え合い会議の開催：地域全体で支える仕組みづくり)	検討	実施					継続 継続 継続 新規 継続 新規 継続 継続 継続 継続 継続 継続 新規		

分類	基本目標	推進方策(具体的活動)						位置づけ
		実施計画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
活動	6. 子育て支援、児童福祉活動	・児童の居場所づくり事業（ひよこクラブ） ・親子ふれあいフェア等援助 ・学校との連携の強化（福祉教育の推進）援助 ・こどもの安全活動への協力、登下校の見守り活動						継続・強化
								継続
								継続
								継続・強化
組織	住民主体の組織体制の確立	・地区自主防災組織・防犯活動への協力（地域全体での空き家やゴミ屋敷等への対応協議） ・地区福祉委員の充実 ・見守り活動推進員の設置 ・事務局体制の整備と役員会の定例化 ・地区各種団体との連携調整	検討			実施		継続
								継続
			検討	設置	実施			新規
								継続
財政	地区社協活動財源の確立	・社協会費の加入促進と特別会費等への勧誘 ・受益者負担意識の醸成						継続・強化
								継続

第3次吉原地区地域福祉活動計画

1. 福祉目標

第1次、第2次計画と同様に

みんなで支え合い笑顔あふれる 吉原地区

と設定し、吉原地区の地域福祉活動に取り組む。

2. 地区地域福祉活動計画の重点項目

- ◆ 相談支援活動の推進
 - ・身近なところで相談や助け合いができる体制づくりの検討
- ◆ 住民自ら地域の福祉課題を学習する活動の推進
 - ・地区社協広報紙の発行
 - ・座談会や地区支えあい会議を開催し、地域のつながりづくりや支えあい
 - ・各種団体との協働化促進、若い人、次世代の層（60代）の参加促進
- ◆ 地域で福祉ニーズを発見し、必要な支援に結びつける活動の推進
 - ・見守り活動推進ネットワーク体制づくり（気づき、つなぐ、つなげる）
- ◆ 住民の参加による地域福祉を高めるための活動の推進
 - ・ボランティア活動への参加促進
 - ・寿大学、いきいきときめき大学の推進
 - ・ふれあい・いきいきサロンの推進（継続・新規サロンの支援、合同研修会）
- ◆ 地域ささえあい活動の推進
 - ・給食サービス（安否確認と交流）
 - ・食生活改善による健康保持
 - ・外出支援事業（①買い物支援型、添乗ボランティア ②おでかけ支援型）
 - ・歳末ふれあい訪問（要支援者への訪問、児童との交流）
- ◆ 子育て支援、児童福祉活動の推進
- ◆ 安心安全な地域づくり活動
 - ・地区自主防災組織活動への協力（世代間のつながり、小地域での実施）
- ◆ 住民主体の組織体制の確立
- ◆ 地区社協活動財源の確立
 - ・自治会未加入世帯の社協会員加入促進、共同募金運動への協力

3. 地区地域福祉活動計画年次計画書

吉原地区の福祉課題及び福祉目標・重点目標に基づき吉原地区の今後の5か年の推進計画を別紙のとおり策定した。

4. 地区地域福祉計画の推進点検について

この計画の推進状況については、地区地域福祉計画推進委員会で毎年度点検するとともに、見直しする。

吉原地区の自慢【コラム】

・・・お買物支援バス・・・

●吉原地区にはスーパーマーケット等が無く、高齢者の方々はお買物に行くのに大変困っていました。そこで、市社協のバスを活用し、添乗ボランティア2名が買い物支援をしています。



・・・歳末ふれあい訪問・・・



●年末に、ひとり暮らし高齢者等の方々に、手作りのお弁当(約200個)と、小学生のお手紙を届けています。40人余りのボランティアさんの参加もあり、お年寄りには大変喜んでいただいております。

・・・サロン交流会・・・



●ふれあい・いきいきサロンが20サロンを超える吉原地区。情報交換や研修のため、サロンの代表者が一緒に企画し、交流会を開催しています。サロンでやっている歌や音読、旗あげゲーム、手芸などを体験しながら情報交換しています。

第 3 次 吉 原 地 区 地 域 福 祉 活 動 計 画 年 次 計 画

福祉目標 みんなで支え合い笑顔あふれる 吉原地区

分類	基 本 目 標	実 施 計 画	策（具体的活動）					位置づけ
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
活 動	1. 相談支援活動の推進	・ 公民館のコミュニティ化の検討 ・ 身近なところで相談支援できる体制づくりの検討	----->					市へ要望・設置 継続・検討
	2. 住みよい地域づくり活動の推進	・ 地区社協広報紙『吉原地区だより』の発行(年1～2回) ・ 福祉教育の推進						継続 継続
		・ 住民座談会(年1, 2回 多世代が一緒に話し合える機会)						継続・強化
		・ 各種団体との協働化促進、						継続
		・ 若い人、次世代の層(60代)の参加促進 ・ 地区支えあい会議の開催						新規 新規・強化
活 動	3. ニーズ発見、見守り支援の推進活動	・ 見守り活動推進ネットワーク体制づくり ・ 健康増進活動拠点(介護予防拠点など) ・ 高齢者への友愛訪問の推進						新規・強化 市へ要望 継続・強化
		・ ボランティア活動への参加促進						継続・強化
		・ 寿大学、いきいきときめき大学の推進						継続・強化
	4. 住民の参加促進	・ ふれあいいきいきサロンの推進(各サロンの支援 合同研修会の開催)						継続・強化
		・ 給食サービス(安否確認と交流)						継続・強化
	5. 地域ささえあい活動の推進	・ 食生活改善による健康保持						継続・強化
		・ 外出支援事業(①買い物支援型、添乗ボランティア ②おでかけ支援型)						継続・強化

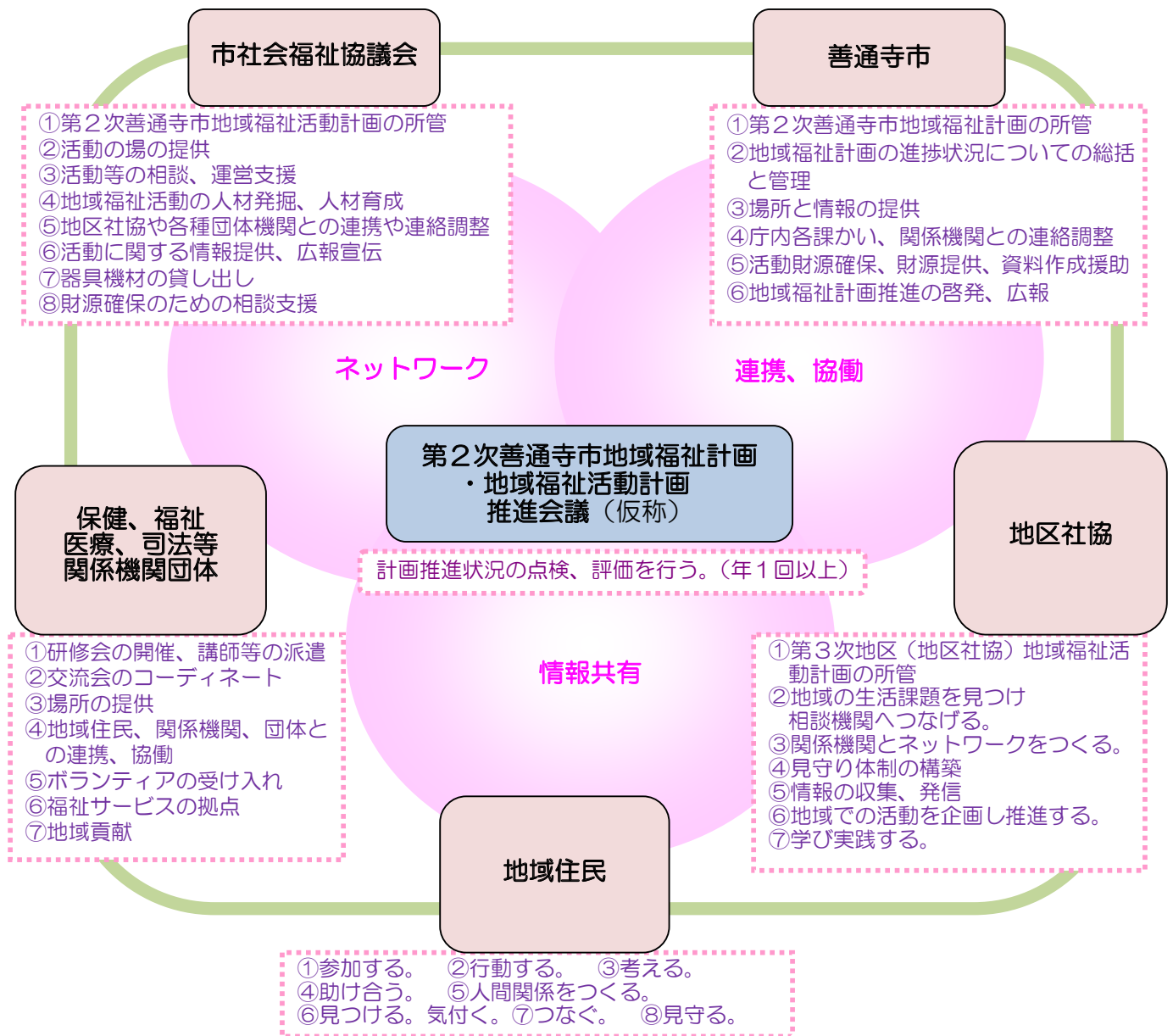
分類	基 本 目 標	推 進 方 策 (具体的活動)					位置づけ
		実 施 計 画	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
活 動	5. 地域ささえあい活動の推進	・スポーツ行事、文化行事への参加					継続・強化
		・長寿を祝う会の実施					継続・強化
		・歳末ふれあい訪問 (要支援者)					継続・強化
		・公民館まつりへの協力					継続・強化
		・善通寺まつりへの参加					継続・強化
	6. 子育て支援、児童福祉活動の推進	・乳幼児支援活動の実施					継続
		・ピヨピヨクラブへの援助 (保育所が民営化)					保留
		・児童の居場所づくり事業					継続
		・児童見守り活動 (登下校時の見守り ボランティアの推進)					継続
		・児童安全マップの作成 (小学校で通学路を点検し、マップにし、配布)					継続・強化
組 織	7. 安心安全な地域づくり活動	・福祉教育の推進 (児童が、ひとり暮らしのお年寄りへ、手紙で交流)					継続
		・地区自主防災組織活動への協力 (世代間のつながり、小地域での実施)					継続
		・地区防犯活動への協力					継続
		・地域の安全点検、環境整備 (ボランティア公園等)					継続・強化
	1. 住民主体の組織体制の確立	・地区福祉委員・運営委員の設置					継続
		・担当地区民生委員児童委員との連携					継続
財 政	1. 地区社協活動財源の確立	・自治会未加入世帯の社協会員加入促進、共同募金運動への協力					継続・強化
		・受益者負担の協力依頼 (給食サービスなどの利用者負担)					継続

第 4 章

計画推進体制

第1節 協働による推進体制図

計画の推進は、地域住民や保健、福祉、医療、司法等の関係機関団体、地区社協、市社会福祉協議会及び善通寺市の協働のもと取り組みます。



第2節 計画の進行管理と評価

計画の推進状況の点検、評価については「第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議（仮称）」において実施します。

第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3次地区（地区社協）地域福祉活動計画）策定経過

月	第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画、第3次地区（地区社協）地域福祉活動計画策定経過		
	第2次 市地域福祉計画・地域福祉活動計画〔善通寺市・市社協〕		第3次 地区（地区社協）地域福祉活動計画〔地区社協〕
	活動拠点整備、人材育成、ネットワークづくり		今までの地区活動の総点検 （活動のあり方、対象者、予算配分などを見直す。）
H26年	事務局ワーク	会議等	
4月	・事務局会議 計画策定打合せ	・第1回しあわせプランぜんつう推進会議 4/17 ふりかえり、点検	・地区社協会長会 地区計画について
5月			
6月	・事務局会議 計画策定打合せ	・第2回しあわせプランぜんつう推進会議 6/23 ふりかえり、点検	
7月			・役員会 ①地区計画策定委員会の設置 ②第3次計画策定のスケジュール確認 ③第2次計画の共有 ④ “ ” のふりかえりの方法について
8月			
9月	＜現状把握、ニーズ把握＞ アンケート調査 ヒアリング 他計画の概要把握 地域アセスメント		・地区計画策定委員会 ①第2次計画のふりかえり ②現状把握、課題
10月			
11月	・事務局会議 計画策定打合せ		・地区社協会長会 地区計画、座談会について
12月			・地区計画策定委員会の開催 ①第3次計画の策定 ・重点的な取り組み等について
	第1回 市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 12/16		ふくしのまちづくり 座談会（8地区） 内容 ①地区の現状と課題について報告 アンケート、地域アセスメントから ②意見交換会 ・地域での良い取り組み ・生活課題、気になること ・それを解決するためのアイデアなどについて ③まとめ
	計画の素案づくり		
H27年			
1月			
2月		・策定作業部会（推進会議委員） 2/3	・座談会の内容をまとめる。
	第2回 市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 2/12		・地区計画策定委員会の開催
	計画の策定に係る協議、意見具申、承認 パブリックコメント		地区計画書の仕上げ
3月			・27年度事業計画等の作成 ・計画書の提出 ・役員会の承認
	第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定		

善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

		氏 名	役 職	区 分
1	委員長	石 井 洗 二	四国学院大学社会福祉学部教授	有識者
2	副委員長	田 中 慎 治	善通寺希望の家施設長	保健・医療・福祉関係団体の代表者
3	委員	藤 平 榮 作	地区社協会長連絡協議会会長	地域福祉推進組織の代表
4	委員	山 下 正 美	地区社協会長連絡協議会副会長	地域福祉推進組織の代表
5	委員	森 川 政 子	市民生委員児童委員協議会会長	地域福祉推進組織の代表
6	委員	草 薙 め ぐ み	NPO法人子育てネットくすくす理事長	保健・医療・福祉関係団体の代表者
7	委員	森 田 林 逸	市老人クラブ連合会会長	保健・医療・福祉関係団体の代表者
8	委員	樋 笠 利 典	善通寺福祉会理事長	保健・医療・福祉関係団体の代表者
9	委員	松 尾 亜 希 子	四国こどもとおとなの医療センター 地域医療連携室 医療社会事業専門員	保健・医療・福祉関係団体の職員
10	委員	佐 伯 一 雅	市社会福祉協議会副会長	市社会福祉協議会代表者
11	委員	土 居 侑 花	四国学院大学社会福祉学部 社会福祉学科 学生	学校教育関係者
12	委員	大 西 政 子	Doボランティア編集委員会代表	地域福祉推進組織の代表
13	委員	石 橋 茂	市PTA連合会副会長	地域福祉推進組織の代表
14	委員	山 地 匠	市 防災管理室係長	関係行政機関の職員
15	委員	早 崎 和 代	市 高齢者課課長 地域包括支援センター長	関係行政機関の職員
16	委員	香 川 あ け み	市 子ども課課長	関係行政機関の職員
17	委員	真 鍋 好 緒	市 保健課課長	関係行政機関の職員
18	委員	岸 上 博	市 環境課課長	関係行政機関の職員
19	委員	黒 田 哲 也	市教育委員会 生涯学習課課長	関係行政機関の職員

事務局

善通寺市社会福祉課、善通寺市社会福祉協議会

善通寺市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する善通寺市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)について、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、善通寺市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関する事項を協議するものとする。

2 委員会は、地域福祉計画と善通寺市社会福祉協議会が策定する善通寺市地域福祉活動計画とが一体的に実施できるよう協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 医療、福祉又は保健に関係する法人その他の団体に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項(以下「所掌事項」という。)を完了するまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員会の委員は、無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年11月11日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この要綱は、所掌事項が完了したとき、その効力を失う。

善通寺市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に規定する地域福祉を推進するため地域福祉活動計画を策定することを目的として、善通寺市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画の策定に関する事項を協議するものとする。

2 委員会は、地域福祉活動計画と善通寺市が策定する善通寺市地域福祉計画とが一体的に実施できるよう協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから善通寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 医療、福祉又は保健に関係する法人その他の団体に属する者
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項（以下「所掌事項」という。）を完了するまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員会の委員は、無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会地域福祉係において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年11月19日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第7条の規定にかかわらず、会長が招集する。

3 この要綱は、所掌事項が完了したとき、その効力を失う。

— 策定・発行 —

善通寺市・善通寺市社会福祉協議会

善通寺市社会福祉課

〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

電 話: 0877-63-6339

F A X : 0877-63-6355

E-mail : shakai@city.zentsuji.kagawa.jp

善通寺市社会福祉協議会

〒765-0013

香川県善通寺市文京町二丁目1番4号

電 話: 0877-62-1614

F A X : 0877-63-4482

E-mail : z-shakyodayo@m7.dion.ne.jp

平成27年3月発行

